

カナダ
特許規則

SOR/2011-61により 2011年3月3日最終改正
2012年10月31日施行

目次

第1条 簡略名称

第2条 解釈

第I部 一般出願規則

第3条 手数料

第3.01条

第3.02条

第3.1条

第4条

第5条 連絡

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条 特許代理人登録簿への特許代理人の記入

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条 特許代理人の選任

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条 期間

第26条

第26.1条

第26.2条

第27条

第 27.1 条 出願日
第 28 条 審査
第 29 条
第 30 条
第 31 条 補正
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条 発明の単一性
第 37 条 発明者及び資格
第 38 条 移転及び名義の変更
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条 書類の登録
第 43 条 特許の再発行
第 44 条 権利の部分放棄
第 45 条 再審査
第 46 条 秘密出願及び秘密特許
第 47 条
第 48 条
第 49 条 特許に基づく権利の濫用

第 II 部 特許協力条約

第 50 条 定義
第 51 条 条約の適用
第 52 条 国際段階
第 53 条
第 53.1 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条 国内段階
第 57 条
第 58 条
第 59 条 カナダ国内法上の出願
第 59.1 条
第 59.2 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条 [廃止, SOR/2007-90, s. 12]

第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条

第 III 部 1996 年 10 月 1 日以後の出願日を有する出願

第 67 条 出願
第 68 条 書類の提出
第 69 条
第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条
第 77 条 願書
第 78 条 代理人の選任
第 78.1 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 9]
第 79 条 要約
第 80 条 詳細な説明
第 81 条
第 82 条 図面
第 83 条 写真
第 84 条 クレーム
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条 優先権主張
第 89 条
第 90 条
第 91 条 公衆の閲覧に係る取下の効果
第 92 条
第 93 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 11]
第 94 条 出願の完了
第 95 条 審査請求
第 96 条
第 97 条 放棄及び回復
第 98 条
第 99 条 維持手数料
第 100 条

第 101 条
第 102 条
第 103 条 生物学的材料の寄託
第 104 条
第 104.1 条
第 105 条
第 106 条
第 107 条
第 108 条
第 109 条
第 110 条
第 111 条 配列一覧
第 112 条-第 131 条 [廃止, SOR/2007-90, s. 24]

第 IV 部 1989 年 10 月 1 日に開始し 1996 年 9 月 30 日に終了する期間内の出願日を有する
出願

第 132 条 出願
第 133 条 出願の様式及び内容
第 134 条
第 135 条
第 136 条
第 137 条
第 138 条
第 139 条
第 140 条
第 141 条 図面
第 142 条 優先権主張
第 143 条
第 144 条
第 145 条 公衆の閲覧に係わる取下の効果
第 146 条
第 147 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 17]
第 148 条 放棄したものとみなされる出願
第 149 条 審査請求
第 150 条
第 151 条 放棄及び回復
第 152 条
第 153 条
第 154 条 維持手数料
第 155 条
第 156 条

第 157 条
第 158 条
第 159 条 生物学的材料の寄託
第 160 条
第 161 条
第 162 条
第 163 条
第 164 条
第 165 条
第 166 条

第 V 部 1989 年 10 月 1 日前の出願日を有する出願

第 167 条 出願
第 168 条 保存
第 169 条 出願の様式及び内容
第 170 条
第 171 条
第 172 条
第 173 条
第 174 条
第 175 条
第 176 条
第 177 条 図面
第 178 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 19]
第 179 条 出願の優先権
第 180 条
第 181 条 事項を追加する補正
第 182 条 維持手数料
第 183 条 生物学的材料の寄託
第 184 条
第 185 条
第 186 条
第 187 条

第 VI 部 廃止及び施行

第 188 条 廃止
第 189 条
第 190 条 施行

附則 I (第 43 条, 第 44 条, 第 77 条及び第 78 条)所定の様式(省略)

附則 II (第 3 条) 手数料表

関連規定

第1条 簡略名称

本規則は、「特許規則」と称することができる。

第2条 解釈

本規則において、

「法律」とは、特許法をいう。

「アミノ酸配列」とは、PCT 配列一覧基準におけるのと同じの意味を有する。

「アミノ酸」 [廃止, SOR/2007-90, s. 1]

「出願」とは、本規則に別段の定めがある場合を除き、特許を求める出願をいう。ただし、特許の再発行を求める出願を含まない。

「特許復代理人」とは、第 21 条に従って他の特許代理人に選任された特許代理人をいう。

「権限ある通信者」とは、出願に関して、次の者をいう。

(a) 当該出願が発明者により出願された場合は、次の者。ただし、当該発明者の特許を受ける権利又は当該発明に係わるすべての利益の移転について特許庁に登録されておらず、かつ、特許代理人が選任されていない場合に限る。

(i) 唯一の発明者

(ii) 2 以上の共同発明者全員により共同発明者のために行動することを授権されたそれら共同発明者のうちの 1, 又は

(iii) 2 以上の共同発明者が存在し、かつ、何れの発明者も(ii)に従って授権されていない場合は、願書に最初に記載された発明者、又は PCT 国内段階出願の場合は、国際出願に最初に記載された発明者

(b) 特許復代理人が選任されている場合又は第 21 条に従って特許復代理人を選任することが必要とされている場合は、特許復代理人、又は

(c) (a) 及び(b)が適用されない場合は、第 20 条に従って選任された特許代理人

「ブダペスト条約」とは、カナダが締約国であり、1977 年 4 月 28 日にブダペストにおいて作成された、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約をいう。

「カナダ特許公報」とは、法律第 78 条(3)にいうカナダ特許庁の公報をいう。

「クレーム」とは、法律第 27 条(4)又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律第 34 条(2)にいうクレームをいう。

「詳細な説明」とは、クレーム以外の明細書の部分をいう。

「分割出願」とは、法律第 36 条(2)又は同条(2.1)に従ってされた出願をいう。

「国際出願」とは、特許協力条約に基づいてされた出願をいう。

「国際寄託当局」とは、ブダペスト条約第 2 条(viii)の意味における国際寄託当局をいう。

「ヌクレオチド配列」とは、PCT 配列一覧基準におけるのと同じの意味を有する。

「ヌクレオチド」 [廃止, SOR/2007-90, s. 1]

「特許代理人」とは、第 15 条に従って特許代理人登録簿に名称が記入された者又は事務所をいう。

「特許協力条約」とは、カナダが締約国であり、随時の修正、変更及び改正の何れをも含む 1970 年 6 月 19 日にワシントンにおいて作成された特許協力条約をいう。

「特許庁」とは、法律第 3 条に基づいて設立された特許庁をいう。

「PCT 国内段階出願」とは、出願人が第 58 条(1)及び該当する場合は第 58 条(2)の要件を遵

守っている国際出願をいう。

「PCT 配列一覧基準」とは、特許協力条約に基づく実施規則に定められた、PCT に基づく国際特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸配列一覧の提示のための基準をいう。

「猶予期間」とは、カナダが締約国であり、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日調印のパリ条約並びにその修正条約及び改正条約の第 5 条の 2(1)の意味における猶予期間をいう。

「願書」とは、法律第 27 条にいう願書をいう。

「ブダペスト条約に基づく規則」とは、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則をいう。

「PCT に基づく規則」とは、特許協力条約に基づく規則をいう。

「配列一覧」とは、PCT 配列一覧基準におけるのと同じの意味を有する。

「小規模事業体」 [廃止, SOR/2007-90, s. 1]

「明細書」とは、法律第 27 条(3)及び(4)に従う発明の明細書をいう。

「1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律」とは、1989 年 10 月 1 日の直前に有効な特許法の規定、及び該当する場合は次の特許法改正に従った規定をいう。

(a) 1989 年 10 月 1 日の後で 1996 年 10 月 1 日の前に施行の改正、又は

(b) 1996 年 10 月 1 日の後に施行の改正

「移転」とは、特許、出願又は発明に関する権利の所有権に関する変更をいい、譲渡を含む。

第 I 部 一般出願規則

第 3 条 手数料

(1) ある者が手続を行うか又は長官若しくは特許庁により役務が提供されることを請求する場合は、当該手続又は役務のために附則 II に掲げる適切な手数料(もしあれば)を長官に納付しなければならない。

(2) 法律第 27 条(2)に基づく出願に関する適切な手数料は、次の通りである。

(a) 小規模事業体宣言書が第 3.01 条に従い提出された場合は、附則 II 項目 1 に掲げる小規模事業体手数料

(b) その他の場合は、同項目に掲げる標準手数料

(3) 法律第 35 条(1)に基づく出願審査請求に関する適切な手数料は、次の通りである。

(a) 第 96 条に規定の該当する期間の満了前に、小規模事業体宣言書が第 3.01 条に従って出願に関して提出された場合は、附則 II 項目 3 に掲げる該当する小規模事業体手数料

(b) その他の場合は、同項目に掲げる該当する標準手数料

(4) 第 30 条(1)又は(5)に基づく最終手数料に関しては、適切な基本手数料は、次の通りである。

(a) 第 30 条(1)又は(5)に規定する期間の満了前に、小規模事業体宣言書が第 3.01 条に従って出願に関して提出された場合は、附則 II 項目 6 に掲げる該当する小規模事業体手数料

(b) その他の場合は、同項目に掲げる該当する標準手数料

(5) 第 58 条(1)(c)に基づく適切な基本手数料は、次の通りである。

(a) 第 58 条(3)に規定する期間の満了前に、小規模事業体宣言書が第 3.01 条に従って提出された場合は、附則 II 項目 10 に掲げる該当する小規模事業体手数料

(b) その他の場合は、同項目に掲げる標準手数料

(6) 法律第 48.1 条(1)に基づいて特許における 1 又は 2 以上のクレームの再審査の請求に関する適切な手数料は、次の通りである。

(a) 次の場合は、附則 II 項目 14 に掲げる小規模事業体手数料

(i) 再審査を請求する者が特許権者であり、かつ、小規模事業体宣言書が第 3.01 条に従って特許又は当該特許が基礎とする出願に関して提出された場合、又は

(ii) 再審査を請求する者が特許権者でなく、かつ、小規模事業体宣言書を第 3.02 条に従って提出した場合

(b) その他の場合は、同項目に掲げる標準手数料

(7) 1989 年 10 月 1 日以後にされた出願を第 99 条及び第 154 条に基づいて有効に維持するための手数料に関しては、適切な手数料は次の通りである。

(a) 手数料を納付のための所定の期間の満了前に第 3.01 条に従って小規模事業体宣言書が提出される場合は、附則 II 項目 30 に掲げる該当する小規模事業体手数料、及び

(b) その他の場合は、同項目に掲げる該当する標準手数料

(8) 1989 年 10 月 1 日以後にされた出願を基礎として発行された特許により付与された権利を第 100 条、第 101 条、第 155 条及び第 156 条に基づいて維持するための手数料に関しては、適切な手数料は次の通りである。

(a) 手数料を納付のための所定の期間の満了前に第 3.01 条に従って小規模事業体宣言書が提出される場合は、附則 II 項目 31 に掲げる該当する小規模事業体手数料、及び

(b) その他の場合は、同項目に掲げる該当する標準手数料

(9) 1989年10月1日前にされた出願を基礎として同日以後に発行された特許により付与された権利を第182条(1)及び(3)に基づいて維持するための手数料に関しては、適切な手数料は次の通りである。

(a) 手数料を納付のための所定の期間の満了前に第3.01条に従って小規模事業体宣言書が提出される場合は、附則II項目32に掲げる該当する小規模事業体手数料、及び

(b) その他の場合は、同項目に掲げる該当する標準手数料

第3.01条

(1) 第3.02条に従うことを条件として、小規模事業体宣言書については、

(a) 出願の場合は権限ある通信者により又は特許の場合は特許権者により長官に提出しなければならない。

(b) 願書の一部として又は別の書類として提出することができる。

(c) 願書の一部として提出しない場合は、それが関連する出願又は特許を特定しなければならない。

(d) (2)に従って出願人又は特許権者は当該出願又は特許に関して小規模事業体レベルの手数を納付する権原を有すると確信する旨の陳述を含めなければならない。

(e) 出願人又は特許権者により又は当該出願人又は特許権者により選任された特許代理人により署名されなければならない。

(f) 出願人又は特許権者の名称、及び該当する場合は当該宣言書に署名する特許代理人の名称を記載しなければならない。

(2) 出願人又は特許権者は、次の場合は、出願又は特許に関して小規模事業体レベルでの手数料を納付することができる。

(a) PCT国内段階出願以外の出願又は当該出願を基礎として発行された特許に関して、当該出願の出願日に願書において当初特定された出願人が当該出願又は特許が関連する発明に関して小規模事業体である場合

(b) PCT国内段階出願又は当該出願を基礎として発行された特許に関して、第58条(1)及び該当する場合は第58条(2)の要件が遵守された日にそれら要件を遵守した出願人が当該出願又は特許が関連する発明に関して小規模事業体である場合

(3) (2)の適用上、「小規模事業体」とは、発明に関して50人以下の従業者を雇用する事業体又は大学を意味するが、次の事業体は含まない。

(a) 大学以外であって、50人を超える従業者を雇用する事業体によって直接又は間接に管理されている事業体

(b) 大学以外であって、50人を超える従業者を雇用する事業体に対し、発明の何らかの権利について、移転若しくはライセンスしているか又は不確定な義務以外で移転若しくはライセンスすべき義務を有する事業体

(4) 念のため、本条の適用上、

(a) 分割出願は、原出願と同一出願日を有するものとみなす。

(b) 分割出願の実際の出願日以前の日に出願に関して提出された小規模事業体宣言書は、当該分割出願に関しても同日に提出されたものとみなす。かつ

(c) 再発行特許は、原出願を基礎として発行されるものとみなす。

第 3.02 条

- (1) 再審査を請求する特許権者以外の者による小規模事業体宣言書については、
- (a) その者が再審査請求時に小規模事業体であると認める旨の陳述を記載しなければならない。
 - (b) その者により又はその者により選任された特許代理人により署名されなければならない。
 - (c) その者の名称、及び該当する場合は当該宣言書に署名する特許代理人の名称を記載しなければならない。
- (2) (1)の適用上、「小規模事業体」とは、50 人以下の従業者を雇用する事業体又は大学を意味するが、大学以外であつて、50 人超の従業者を雇用する事業体によって直接又は間接に管理されている事業体は含まない。

第 3.1 条

- (1) 第 6 条(1)に従うことを条件として、附則 II に掲げる手数料の納付期限満了前に、手数料納付のための明白であるが不成功な試みがなされている通信を長官が受領する場合は、その手数料は、次の通りであるときは期限満了前に納付されたものとみなされる。
- (a) 未納であつた手数料の金額が期限満了前に納付される。
 - (b) (2)に従つて通知が送付される場合に、未納であつた手数料の金額が、附則 II 項目 22.1 に示された追納手数料と共に、通知の日後 2 月の満了前に納付される。又は
 - (c) 通知が送付されない場合に、未納であつた手数料の金額が、通信が長官により受領された日後 2 月の満了前に、附則 II 項目 22.1 に示された追納手数料と共に納付される。
- (2) 第 6(1)条に従うことを条件として、長官は、(1)にいう状況における通信を長官が受領した場合に、通信をした者が連絡先情報を提供しなかつたとき以外は、未納であつた手数料の金額の納付を、該当する場合は(1)にいう追納手数料と共に、当該通信をした者へ通知して請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)は、附則 II 項目 9 から項目 9.4 まで及び項目 22.1 に示された手数料には適用されない。

第 4 条

- (1) 長官は、(2)から(16)までに従い、請求がされたときは手数料を還付しなければならない。
- (2) 出願が出願日を付与することができる法律第 28 条の要件を満たしていない場合は、納付された手数料は、25 カナダドルを差し引いて還付されるものとする。
- (3) 出願が錯誤により長官に提出された場合において、出願が取り下げられることとなったことが出願番号の付与される前に長官に通知されたときは、取り下げられた出願に関して納付された手数料は、25 カナダドルを差し引いて還付されるものとする。
- (4) 同一人により又は同一人の代理として、不注意により同一の発明について 2 以上の出願がされた場合において、審査前に当該出願のうちの何れか 1 の出願が取り下げられたときは、取り下げられた出願に関して納付された如何なる手数料も、出願手数料の 2 分の 1 を差し引いて還付されるものとする。
- (5) 第 94 条(1)に従つて長官が出願人に通知書を送付し、当該出願人が当該通知書に示された要求を遵守しない場合は、同項に従つて納付された如何なる手数料も、25 カナダドルを

差し引いて還付されるものとする。

(6) ある者が附則 II のある項目に掲げる標準手数料を納付した場合は、適切な手数料が実際には同項目に掲げる小規模事業体手数料であることのみを理由としては、如何なる手数料も還付されないものとする。

(7) 特許又は出願に関する書類を登録するための手数料が受領されたが、当該書類が提出されない場合は、納付された手数料は還付されるものとする。

(8) 放棄された出願の回復の請求が受領されたが、出願人が回復の要件を遵守していない場合は、回復のために納付された如何なる手数料も、回復手数料の 2 分の 1 を差し引いて還付されるものとする。

(9) 放棄された出願の回復の請求が拒絶された場合は、回復のために納付された如何なる手数料も還付されるものとする。

(10) 第 30 条(1)又は(5)にいう最終手数料は、次の場合に還付されるものとする。

(a) 当該手数料が出願の受付中に受領され、その後当該出願が拒絶され又は放棄された場合

(b) 当該手数料の還付請求が特許発行のための技術的準備の開始前に受領された場合、又は

(c) 当該手数料が権限ある通信者ではない者により納付された場合

(11) 特許代理人試験の志願者が長官への書面による通知により志願者の名称を取り下げる場合は、次の通りとする。

(a) 試験の年の 3 月 1 日前に当該通知が受領された場合は、納付された手数料は還付され、又は

(b) 試験の年の 3 月 1 日以後で試験日前に当該通知が受領された場合は、納付された手数料は、25 カナダドルを差し引いて還付されるものとする。

(12) 書類の複写請求と共に受領された手数料が不足し、当該請求が取り消された場合は、納付された手数料は還付されるものとする。

(13) 法律第 68 条にいい、かつ、法律第 65 条(1)に基づいて提出された申請が、カナダ特許公報に公告されなかった場合は、当該出願の公告のために納付された如何なる手数料も還付されるものとする。

(14) (2)から(13)まで及び(15)に従うことを条件として、特許庁が所有していない書類の複写を求めて錯誤により納付されたか又は所定の額を超過して納付された如何なる手数料も、還付されるものとする。

(15) 還付額が 1 カナダドル未満の場合又はその還付が外国通貨の為替に由来する場合は、一切還付されないものとする。

(16) 当該納付がされた日の後 3 年の満了前に請求がされない限り、一切還付されないものとする。

第 5 条 連絡

(1) 長官又は特許庁に対してしようとする通信は、「特許庁長官」宛てとしなければならない。

(2) 長官宛ての通信は、特許庁にその通常の就業時間内に配達することができ、その配達の日長官により受領されたものとみなす。

(3) (2)の適用上、長官宛の通信が特許庁にその通常の就業時間外に配達された場合は、当該通信は同庁の翌就業日の通常の就業時間内に同庁に配達されたものとみなす。

- (4) 長官宛ての通信は、長官宛ての通信を配達することができる施設として長官によりカナダ特許公報で指定された施設に当該施設の通常の就業時間内に配達することができる。また
- (a) その配達の特許庁の就業日にされた場合は、当該通信は、当日に長官により受領されたものとみなし、かつ
- (b) その配達の特許庁の非就業日にされた場合は、当該通信は、翌就業日に長官により受領されたものとみなす。
- (5) (4)の適用上、長官宛ての通信が施設に同施設の通常の就業時間外に配達された場合は、当該施設にその翌就業日の通常の就業時間内に配達されたものとみなす。
- (6) 長官宛ての通信は、カナダ特許公報に長官により指定された電子的又はその他の送信手段により何時でも送信することができる。
- (7) (6)の適用上、特許庁の所在する場所の現地時間により、通信が就業日に配達された場合は、長官により当日に受領されたものとみなす。
- (8) (6)の適用上、特許庁の所在する場所の現地時間により、通信が非就業日に配達された場合は、長官により翌就業日に受領されたものとみなす。

第6条

- (1) 法律又は本規則に別段の定めがある場合を除き、出願を処理し又は維持する目的のため、長官は、権限ある通信者のみと連絡をし、かつ、当該通信者からの連絡のみを顧慮しなくてはならない。
- (2) 出願に関して、長官は、特許代理人若しくは特許復代理人の選任又は特許代理人若しくは特許復代理人の選任の取消では、出願人、特許代理人及び特許復代理人の何れの者からの連絡も顧慮しなければならない。
- (3) 出願に関する特許庁職員との面会は、次の者により特許庁の就業時間内に行うことができる。
- (a) 権限ある通信者
- (b) 出願人。ただし、権限ある通信者の許可を必要とする。又は
- (c) 非居住者である選任された特許代理人。ただし、特許復代理人の許可を必要とする。

第7条

出願に関する長官宛ての連絡は、次の事項を含んでいなければならない。

- (a) 出願人又は発明者の名称
- (b) 特許庁から付与されている場合は、出願番号、及び
- (c) 発明の名称

第8条

- (1) (2)に従うことを条件として、出願又は特許に関する長官宛ての連絡は、1の出願又は1の特許のみに関するものでなくてはならない。
- (2) 次の事項に関する連絡については、(1)を適用しない。
- (a) 移転、ライセンス又は約定担保権
- (b) 出願人、特許権者、特許代理人、特許復代理人又は送達代理人の名称又は住所の変更、又は

(c) 出願を有効に維持し、又は特許により付与される権利を維持するための手数料

第9条

権限ある通信者は、完全な宛先を長官に提示しなければならない。また、その宛先に対して長官又は特許庁により当該権限ある通信者に送付された如何なる連絡も、そこに表示された日に送付されたものとみなす。

第10条

法律第 34.1 条に従って長官宛てにされた連絡、及び特許付与に対する異議申立の意思が陳述されたか又は明らかにされた長官宛ての連絡は、受領通知をしなければならない。ただし、法律の又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 10 条に従うことを条件として、行われた処分については如何なる情報も提供しないものとする。

第11条

法律第 11 条に規定する場合を除き、長官及び特許庁は、公衆の閲覧に供されていない出願に関する如何なる情報も、権限ある通信者、出願人、又は当該権限ある通信者若しくは当該出願人から当該情報を受領することについて授權を受けた者以外の何人に対しても、提供してはならない。

第12条 特許代理人登録簿への特許代理人の記入

(1) 第 14 条(2)に従うことを条件として、特許代理人登録簿へ名称を記入するため、第 14 条にいう特許代理人資格試験を受験する予定の年の 3 月 31 日において次の要件を満たす者は、当該試験を受験する資格を有する。

(a) カナダに居住し、かつ、特許庁の審査職員として少なくとも 12 月の期間雇用されたことがある者、又は

(b) カナダに居住し、かつ、カナダにおいて出願の準備及び手続を含むカナダ特許法及びその実務の分野において少なくとも 12 月の期間従事していたことがある者

(2) (1) (b)にいう者は、特許法及びその実務の分野におけるその者の経験及び責任能力を記載した宣誓供述書又は法定宣言書を長官に提出しなければならない。

第13条

(1) 第 14 条にいう特許代理人資格試験の準備、実施及び採点の目的のため、本規則により試験委員会を設置する。

(2) 試験委員会の委員は長官により任命されるものとする。委員長及び少なくとも他の 3 人の委員は特許庁の職員とし、かつ、少なくとも 5 人の委員はカナダ知的所有権協会により指名された特許代理人でなくてはならない。

第14条

(1) 試験委員会は、毎年 4 月に特許代理人資格試験を実施しなくてはならない。

(2) 長官は、カナダ特許公報において、資格試験の日を告示し、かつ、試験を受験することを希望する何人も告示中に規定する期間内に書面により長官に届け出ると共に附則 II 項目

34 に掲げる手数料を納付すべき旨を告示しなければならない。

(3) 長官は、資格試験が実施される場所を指定し、かつ、少なくとも試験日の 2 週間前に、書留郵便により、(2) に掲げる要件を遵守しているすべての者に通知しなければならない。

第 15 条

附則 II 項目 33 に掲げる手数料の納付を受けて、長官は次の者の名称を特許代理人登録簿に記入しなければならない。

(a) 特許法及びその実務に関する特許代理人資格試験に合格することにより、カナダ特許法及びその実務についての十分な知識を有することを実証したカナダの居住者

(b) カナダ以外の国の特許庁又はその国の地方庁において登録され、かつ、当該庁の規則を遵守し手数料を納付しているカナダ以外の国の居住者、及び

(c) 少なくとも事務所の構成員の 1 人が登録簿に記入されている事務所

第 16 条

(1) 毎年 1 月 1 日に開始し 3 月 31 日に終了する期間内に、次の者は、次の手続をしなければならない。

(a) カナダの居住者であり、その名称が特許代理人登録簿に記入されているすべての者は、その名称を登録簿に維持するために、附則 II 項目 35 に掲げる手数料を納付しなければならない。

(b) 外国の居住者であり、その名称が特許代理人登録簿に記入されているすべての者は、その名称を登録簿に維持するために、その者の署名がなされ、その者の居住する国が表示され、かつ、当該国の特許庁又は当該国の地方庁において登録されていること及び当該庁の規則を守り会費を納付していることを述べた陳述書を提出しなければならない。また

(c) その名称が特許代理人登録簿に記入されているすべての事務所は、登録簿にその名称を維持するために、その名称が登録簿に記入されている事務所の各構成員を表示し、かつ、事務所の正当な権限のある構成員であって当該構成員自身の名称が登録簿に記入されている者が署名した陳述書を提出しなければならない。

(2) 長官は、(1) を遵守しない特許代理人に、通知の日後 3 月の期間内に当該規定を遵守することを求める通知を送付しなければならない。

(3) 長官は、次の如何なる特許代理人の名称も特許代理人登録簿から抹消しなければならない。

(a) (2) に従って送付された通知に従わない者、又は

(b) 特許代理人の名称が登録簿に記入されていた根拠である要件を最早満たさなくなった者

(4) [廃止, SOR/2009-319, S. 3]

第 17 条

第 16 条(3) に従って特許代理人の名称が特許代理人登録簿から抹消されている場合に、当該特許代理人が次の手続を行うときは、登録簿に回復させることができる。

(a) 特許代理人の名称が登録簿から抹消された日から 1 年の期間内に、書面で長官に回復を申請し、

(b) 登録簿への回復の申請のための附則 II 項目 36 に掲げる手数料を納付し、

- (c) 登録簿に特許代理人の名称を維持するために第 16 条(1)(a)にいう手数料を納付し、又は場合により第 16 条(1)(b)若しくは(c)にいう陳述書を提出し、かつ
- (d) 登録簿に特許代理人の名称を記入するための第 15 条にいう要件を満たすこと

第 18 条

法律第 16 条に基づく長官の決定であって、ある者を特許代理人として認めることを拒絶するもの、及び第 16 条(3)に基づく長官の決定であって、ある者の名称を特許代理人登録簿から削除するものは、直ちに特許代理人登録簿に記入し、かつ、カナダ特許公報に公告しなければならない。また、決定において言及された者に対してその謄本を書留郵便により送付しなければならない。

第 19 条

- (1) 長官が、法律第 16 条に基づいてある者を特許代理人として認めることを拒絶する決定を下した場合、又は第 16 条(3)に基づいてある者の名称を特許代理人登録簿から削除する決定を下した場合は、当該決定の日前 6 月の期間内に長官又は特許庁によりその者に送付され、かつ、当該決定の日までに応答のない出願に関する如何なる通信も、出願人に送付されなかったものとみなす。
- (2) 長官により特許代理人として認めることを拒絶された者若しくは特許代理人登録簿から名称を削除された者がした出願、又はそのような者を出願人の特許代理人若しくは特許復代理人として選任している出願については、長官は、出願人により又は特許復代理人を選任した特許代理人によりされた出願として取り扱うものとする。

第 20 条 特許代理人の選任

- (1) 発明者でない出願人は、当該出願人のために出願手続を遂行する特許代理人を選任しなければならない。
- (2) 特許代理人の選任は、願書において行うか又は当該出願人が署名した通知書を長官に提出することによって行わなければならない。
- (3) 特許代理人の選任は、当該出願人又は当該特許代理人が署名した取消通知書を長官に提出することにより取り消すことができる。

第 21 条

- (1) カナダに居住しておらず、出願に関する出願人の特許代理人として選任されたすべての特許代理人は、カナダに居住する特許代理人を当該出願に関する特許復代理人に選任しなければならない。
- (2) カナダに居住し、出願に関する出願人の特許代理人として選任されたすべての特許代理人は、カナダに居住する特許代理人を当該出願に関する特許復代理人に選任することができる。
- (3) 特許復代理人の選任は、願書において行うか又は当該特許復代理人を選任した特許代理人が署名した通知書を長官に提出することによって行わなければならない。
- (4) 特許復代理人の選任は、当該特許復代理人又は当該特許復代理人を選任した特許代理人が署名した取消通知書を長官に提出することにより取り消すことができる。

第 22 条

特許代理人若しくは特許復代理人により又はそれらの者に関連して行われる如何なる手続も、出願人により又は当該出願人に関連して行われる手続として効力を有する。

第 23 条

出願人が発明者でなく、カナダに居住する特許代理人が選任されていない場合又は選任の何れも取り消されている場合は、長官は、当該出願人がカナダに居住する特許代理人を選任すること又は非居住者である特許代理人が選任されている場合は当該特許代理人の特許復代理人を選任することを、当該通知の日後 3 月の期間内に行うべき旨を通知により要求しなければならない。

第 24 条

特許代理人が実務を引退した場合は、当該特許代理人の承継人であり、かつ、その地位を長官に対して証明した如何なる特許代理人も、実務を引退した当該特許代理人が選任されていた何れの出願に関しても、他の特許代理人が選任されるまでは、選任された特許代理人とみなされる。

第 25 条 期間

法律又は本規則が他の期間を規定する場合を除き、長官が通知をして法律及び本規則の遵守に必要な手続を出願人に要求する場合は、当該出願人が手続を行わなければならない期間は、当該要求が行われた日の後 3 月の期間とする。

第 26 条

(1) (2) 及び本規則の他の規定に従うことを条件として、第 V 部に関する場合を除き、長官が期間の延長を正当とする状況を認める場合は、当該期間の満了前に延長が申請され、かつ、附則 II 項目 22 に掲げる手数料が納付されることを条件として、長官は、如何なる事項の行為に関しても、本規則により又は法律に基づいて長官により定められた期間を延長する権限を有する。

(2) 法律第 73 条(1)(a)の適用上、長官が審査に関連して審査官が行う何らかの要求に対して誠実に応答するためのより短い期間を定めた場合は、長官は、当該要求が行われた日の後 6 月を超えて当該応答期間を延長する権限を有さない。

(3) 第 V 部を除き、手続又は送達に関して第 3 条(3)、(5)、(7)、(8)又は(9)に基づく適切な手数料が小規模事業体手数料又は標準手数料の何れかであり、かつ、本項の効力発生後ある者が小規模事業体手数料を納付したが出願人又は特許権者が標準手数料を納付すべきであったと後になって知った場合において、長官が状況から延長が正当であると認めるときは、長官は、適切な手数料の納付のため本規則により定められた期間を延長する権限を有する。

(4) (3) に基づく延長は、次の条件が満たされた場合に限り許可を受けることができる。

(a) 出願人又は特許権者がそれらの者の知る限りにおいて小規模事業体手数料は誠実に納付され延長の対象申請は当該出願人又は特許権者が標準手数料を納付すべきであったと知った後に不当な遅延なしに提出されるものである旨の陳述書を提出すること

(b) 出願人又は特許権者が納付済みの小規模事業体手数料の金額と当該小規模事業体手数料

の納付時に有効な特許規則附則 II に掲げる標準手数料との差額を納付すること

(c) 出願人又は特許権者が当該延長の申請対象である各手数料に関して附則 II 項目 22 に掲げる手数料を納付すること

第 26.1 条

(1) 本項の効力発生後、出願人が錯誤により第 3 条(4) (b)にいう標準手数料の代わりに小規模事業体手数料納付したとの理由のみにより附則 II 項目 6(a)に掲げる該当する最終手数料の納付を要求する特許許可通知書の遵守を不履行とした場合において、長官が状況から延長が正当であると認めるときは、長官は、当該不履行に関して回復請求をするための第 98 条又は第 152 条に規定する 12 月の期間を延長する権限を有する。

(2) 延長は、次の条件が満たされた場合に限り、(1)に基づいて許可を受けることができる。

(a) 出願人又は特許権者が、それらの者の知る限りにおいて、小規模事業体手数料が誠実に納付され延長の対象申請は当該出願人又は特許権者が標準手数料を納付すべきであったと知った後に不当な遅延なしに提出されるものである旨の陳述書を提出すること、及び

(b) 出願人又は特許権者が納付済みの小規模事業体手数料の金額と当該小規模事業体手数料の納付時に有効な特許規則附則 II 項目 6(a) (i)に掲げる標準手数料との差額を納付すること

第 26.2 条

念のため、如何なる事項の行為についても期間が本規則の規定により定められている場合は、当該事項の行為のため定められた期間は、当該規定により定められた期間であって、長官が第 26 条又は第 26.1 条に基づいて延長する。

第 27 条

第 V 部に関する場合を除き、長官が延長を正当とする状況を認める場合は、附則 II 項目 22 に掲げる手数料が納付されることを条件として、長官は法律第 18 条(2)により定められた期間を延長する権限を有する。

第 27.1 条 出願日

(1) 法律第 28 条(1)の適用上定められた書類、情報及び手数料は、次の通りである。

(a) (b)及び(c)が適用されず、かつ、下記事項の 1 又は 2 以上が 2007 年 6 月 2 日以後に長官により受領されている場合

(i) カナダ特許の付与を求める旨の、英語又はフランス語による表示

(ii) 出願人の名称

(iii) 出願人又はその特許代理人の宛先

(iv) 一見して発明を表現していると思われる、英語又はフランス語による書類、及び

(v) 次の何れか

(A) 第 3.01 条に従う小規模事業体宣言及び受領時点での附則 II 項目 1 に定める小規模事業体手数料、又は

(B) 当該項目に定める標準手数料

(b) 次の事項の 1 又は 2 以上が 1966 年 10 月 1 日以後に長官により受領されており、かつ、

次の事項のすべてが 2007 年 6 月 2 日以前に受領されている場合

- (i) カナダ特許の付与を求める旨の、英語又はフランス語による表示
 - (ii) 出願人の名称
 - (iii) 出願人又はその特許代理人の宛先
 - (iv) 一見して発明を表現していると思われる、英語又はフランス語による書類、及び
 - (v) 受領時点での附則 II 項目 1 に定める手数料
- (c) 次の事項のすべてが 1966 年 10 月 1 日以前に長官により受領されている場合
- (i) 出願人により、又は出願人に代わる特許代理人により作成された願書
 - (ii) クレームを含む明細書
 - (iii) 明細書において言及される図面があるときはその図面
 - (iv) 説明の要約。これは明細書の初めに挿入することができる。及び
 - (v) 受領時点での附則 II 項目 1 に定める手数料
- (2) 1989 年 10 月 1 日直前の時点での法律第 36 条(4)に従うことを条件として、1989 年 10 月 1 日前にされたカナダにおける出願の出願日は、そのための出願手数料が納付され、かつ、それに関する次の書類が提出された日である。
- (a) 特許の付与を求める旨の陳述であって、出願人、又は出願人に代わる特許代理人により作成されたもの
 - (b) クレームを含む明細書
 - (c) 明細書において言及される図面があるときはその図面、及び
 - (d) 説明の要約。これは明細書の初めに挿入することができる。

第 28 条 審査

- (1) 1989 年 10 月 1 日以後の出願日を有し、かつ、法律第 10 条に基づいて公衆の閲覧に供されている出願に関しては、長官は、次の者の請求により、法律第 35 条(1)に基づき当該出願の審査を通常の順序に優先して行うものとする。
- (a) 何人でも、附則 II 項目 4 に掲げる手数料を納付することにより。ただし、出願審査を優先しない場合は、その者の権利を害する虞があることを条件とする。又は
 - (b) 出願人。ただし、出願人が長官に対し、出願の関係する技術が商品化された場合は、環境への影響を解決若しくは緩和し、又は自然環境及び資源を保全する一助となる筈である旨の宣言を提出することを条件とする。
- (2) (1)に基づいて出願人によりなされた請求に関し、長官は、2011 年 4 月 30 日後に次に該当する場合は、出願の審査を通常の順序に優先して行わず、かつ、優先されている如何なる審査も通常の順序に戻すものとする。
- (a) 長官が、第 26 条(1)に基づいて、本規則により又は法律に基づき長官により定められた、出願に関して何かを行うための期間を延長する場合、又は
 - (b) 出願が法律第 73 条(1)に基づき放棄されたとみなされる場合。ただし、法律第 73 条(3)に基づき出願が回復されるか否かを問わない。

第 29 条

- (1) 法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 35 条に従って出願を審査する審査官が、他の何れかの国において若しくはその国に関して同一発明を記載した特許出願が、出

願人の代理として又は審査に付されている当該出願に指名されている発明者に基づいて権利を主張する他の何人かの代理として、出願されていると信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、次の情報及び関連する書類の謄本を出願人に要求することができる。

- (a) 当該出願に関して引用された何らかの先行技術の特定
 - (b) 出願番号、出願日、及び特許されている場合は、特許番号
 - (c) 抵触審査、異議申立、再審査又はそれらに類似する手続の詳細、及び
 - (d) 文書が英語又はフランス語の何れでもない場合は、当該書類の全部又は一部の英語又はフランス語への翻訳文
- (2) 法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 35 条に従って出願を審査する審査官が、当該出願に開示されている発明が出願の日前に公表されているか又は特許の対象となっていると信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、当該発明についての最初の公表又は特許を特定すべき旨を出願人に要求することができる。
- (3) 出願人が入手不可能又は不知である情報又は書類には、(1)及び(2)を適用しない。ただし、出願人が、当該情報又は書類が入手不可能又は不知であることの理由を陳述することを条件とする。

第 30 条

(1) 審査官が、出願を審査した後に、当該出願が法律及び本規則を遵守していると信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、当該出願が特許許可を認められる旨を出願人に通知し、かつ、通知の日後 6 月の期間内に附則 II 項目 6(a)又は(b)に掲げる該当する最終手数料の納付を要求しなければならない。

(2) 法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 35 条に従って出願を審査する審査官が、当該出願が法律及び本規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は、当該出願人に、当該出願の欠陥を通知しなければならない、かつ、要求が行われた日の後 6 月の期間内、又は第 V 部に関する場合を除き、法律第 73 条(1)(a)に従って長官が定めたより短い期間内に、法律及び本規則を遵守するために当該出願を補正すべき旨又は当該出願がこれらを遵守している理由についての抗弁を提出すべき旨を要求しなければならない。

(3) 出願人が定められた期間内に(2)にいう要求に誠実に応答したが、その要求において言及されている 1 又は 2 以上の出願の欠陥に関して依然として法律及び本規則を遵守しておらず、かつ、当該出願人が当該出願を補正して法律及び本規則を遵守する意思を有していないと審査官が信じるに足る適切な理由を認める場合は、審査官は当該出願を拒絶することができる。

(4) 審査官が出願を拒絶する場合は、通知書において、「最終指令」との表示を付し、著しい欠陥を指摘しなければならない、かつ、要求が行われた日の後 6 月の期間内、又は第 V 部に関する場合を除き、法律第 73 条(1)(a)に従って長官が定めたより短い期間内に、法律及び本規則を遵守するために当該出願を補正すべき旨又は当該出願がこれらを遵守している理由についての抗弁を提出すべき旨を要求しなければならない。

(5) 第 30 条(4)に従って出願人が出願を補正し又は抗弁を提出し、かつ、審査官が当該出願は法律及び本規則を遵守していると信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、拒絶が取り下げられ、かつ、当該出願が特許許可を認められる旨を当該出願人に通知すると共に

当該通知の日後 6 月の期間内に附則 II 項目 6(a)又は(b)に掲げる該当する最終手数料の納付を要求しなければならない。

(6) (5)に従って拒絶が取り下げられない場合は、当該拒絶は長官により再審理され、かつ、出願人に聴聞を受ける機会が与えられるものとする。

(7) (1)又は(5)に従って通知書が送付された後で特許が発行される前に、長官が当該出願は法律及び本規則を遵守していないと信じるに足る適切な理由を認める場合は、長官は、次の通りにしなければならない。

(a) 当該事実を出願人に通知し、

(b) 当該通知が取り下げられる旨出願人に通知し、

(c) 出願を追加審査のため審査官に差し戻し、かつ

(d) 最終手数料が納付済みの場合は、それを還付する。

(8) (7)は法律第 73 条に基づいて放棄されたものとみなされた出願に関しては適用しない。ただし、法律第 73 条(1)又は本規則第 97 条若しくは第 151 条にいう手続の各不履行に関して当該出願が回復された場合は、この限りでない。

(9) (7)に従って出願人に通知書が送付された後は、

(a) 当該出願人に(1)又は(5)に従って送付された通知書は、送付されなかったものとみなし、かつ

(b) 追加の通知書が出願人に(1)又は(5)に従って送付されない限り、第 32 条及び第 33 条を適用しない。

(10) 出願が法律第 73 条(1)(f)に基づいて放棄されたが、回復された場合は、

(a) 本条及び第 32 条の適用上、(1)又は(5)に従って送付された以前の通知は送付されなかったものとみなし、かつ

(b) 最終手数料が既に納付されたが還付されていない場合は、(1)又は(5)に従って送付される追加の通知では、最終手数料の納付を要求することができない。

(11) 第 26 条(1)は、(1)及び(5)に掲げる期間に関しては適用しない。

第 31 条 補正

審査官によって拒絶された出願は、第 30 条(4)に従ってされた審査官の要求に対する応答期間の満了後は、次の場合を除き、補正することができない。

(a) 第 30 条(5)に従って拒絶が取り下げられた場合

(b) 長官が再審理後、拒絶を不適法であると認め、かつ、その旨を出願人に通知した場合

(c) 長官が法律及び本規則を遵守するために補正が必要である旨を出願人に通知した場合、又は

(d) 連邦裁判所又はカナダ最高裁判所の命令による場合

第 32 条

(1) 法律又は本規則に別段の定めがある場合を除き、第 30 条(1)又は(5)により出願人に通知書が送付された後は、当該出願の文面上明白な誤記を訂正する補正以外は、附則 II 項目 5 に掲げる手数料が納付されない限り、当該出願について如何なる補正も行うことができない。

(2) 法律又は本規則に別段の定めがある場合を除き、第 30 条(1)又は(5)により出願人に通

知書が送付された後は、当該出願について当該出願に関する審査官による追加調査を必要とするか又は当該出願が法律若しくは本規則を遵守しないこととなる如何なる補正も行うことができない。

第 33 条

(1) 法律又は本規則に別段の定めがある場合を除き、第 30 条(1)又は(5)にいう最終手数料の納付後は、如何なる出願の補正も行うことができない。

(2) 出願が法律第 73 条(1)(f)に基づいて放棄されたが、回復された場合は、

(a) (1)を適用しない。かつ

(b) 新たな通知が第 30 条(1)又は(5)に従い送付されて後は出願の如何なる補正もすることができない。

第 34 条

出願の補正は、補正により変更される頁の箇所に新しい頁を差し込むことによって行い、かつ、当該補正の内容及び目的を説明する陳述書を添付しなければならない。

第 35 条

明細書、図面又は移転若しくは名義の変更の効力を生じる書類を除き、出願に関する書類上で明白に意図された事項以外のものが記載されたことにより生じた何らかの書類における誤記は、出願人がこれを訂正することができる。

第 36 条 発明の単一性

法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 36 条の適用上、出願は、複数のクレームにより定義される複数の主題が包括的に単一の発明の概念を形成するよう関連付けられている場合は、2 以上の発明についてクレームするものではない。

第 37 条 発明者及び資格

(1) 出願人が発明者である場合は、出願はその旨の陳述書を含まなければならない。

(2) 出願人が発明者でない場合は、出願は、発明者の名称及び宛先を示した陳述、及び次の事項を含まなければならない。

(a) PCT 国内段階出願以外の出願に関しては、出願人が発明者の法的代表者である旨の宣言書、及び

(b) PCT 国内段階出願に関しては、次の何れか

(i) 出願人が発明者の法的代表者である旨の宣言書、又は

(ii) 出願日における、PCT に基づく規則の第 4.17 規則に従って出願人が出願し、特許付与を受ける資格に関する宣言書

(3) (1)又は(2)により要求される陳述書又は宣言書は、願書に含めるか、又は別途の書類により提出されなければならない。

(4) 出願人が(1)から(3)までの要件に従わない場合は、長官は、出願人に通知を発し、通知日から 3 月期間の満了及び出願日から 12 月期間の満了のうち遅い方までに、当該要件を満たすよう出願人に要請する。

第 38 条 移転及び名義の変更

特許又は出願に関して現に承認された所有者から新たな所有者への移転の効力を生じる書類の謄本が特許庁に登録されていない限り、当該新たな所有者への当該特許又は出願の如何なる移転も長官により承認されないものとする。

第 39 条

宣誓供述書、法定宣言書又は変更の効力を生じる書類の謄本を用いた所有者の名義変更の証拠が特許庁に登録されていない限り、特許又は出願の如何なる所有者の名義変更も長官により承認されないものとする。

第 40 条

移転の登録は、自動的に特許代理人の選任の取消又は代理人の選任の効力を生じるものではない。

第 41 条

第 30 条(1)若しくは(5)に従って最終手数料が納付される日以前、又は第 30 条(7)に従って最終手数料が還付された場合は第 30 条(1)若しくは(5)に従って再度最終手数料が納付される日以前に、移転の登録請求書が提出されない限り、当該出願の譲受人に対しては特許が付与されないものとする。

第 42 条 書類の登録

法律第 49 条及び第 50 条に従うことを条件として、請求により、かつ、附則 II 項目 21 に掲げる手数料の納付があったときは、長官は、特許又は出願に関する如何なる書類も特許庁に登録しなければならない。

第 43 条 特許の再発行

法律第 47 条による特許の再発行を求める出願は、附則 I 様式 1 に掲げる様式及び記入上の指示の規定が適用される範囲内で、当該様式及び記入上の指示に従わなければならない。

第 44 条 権利の部分放棄

法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 48 条に従う権利の部分放棄は、附則 I 様式 2 に掲げる様式及び記入上の指示の規定が該当する範囲内で、当該様式及び記入上の指示に従わなければならない。

第 45 条 再審査

特許権者により行われる場合を除き、法律第 48.1 条による特許の如何なるクレームの再審査の請求書及び先行技術文献も、正副 2 通を提出しなければならない。

第 46 条 秘密出願及び秘密特許

国防大臣が出願に関して法律第 20 条(7)に従って証明を行った場合は、如何なる形態であれ特許庁により保存されている正規の登録簿に現れる当該出願に関係するすべての記入は、完

全に秘匿され、国防大臣が当該出願又は当該出願を基礎として付与された特許に関する同条による利益を放棄しない限り、当該登録簿に当該出願又は当該特許に係る如何なる記入の追加も一切行ってはならない。

第 47 条

法律第 20 条(17)に基づいて、総督が、出願に説明された発明は法律第 20 条の適用上、国防大臣への譲渡又は譲渡の同意がされたものとして取り扱うべき旨の命令を発した場合は、長官は当該命令を通知され次第、書留郵便により出願人に通知しなければならない。

第 48 条

長官は、国防大臣により書面で授権された公務員又は国防大臣により書面で授権されたカナダ軍士官が、兵器若しくは軍需品に関する係属中の如何なる出願も検閲し、かつ、当該出願書類の謄本を入手することを許可しなければならない。

第 49 条 特許に基づく権利の濫用

(1) 本条において、「申請」とは、法律第 65 条(1)に基づいて長官に提出された法律第 68 条にいう申請をいう。

(2) すべての申請には、附則 II 項目 16 に掲げる手数料を添付しなければならない。

(3) 法律第 69 条(1)の適用上、所定の期間は次の日の後 4 月の期間とする。

(a) 利害関係人又は特許権者が法律第 68 条(1)にいう申請及び宣言書の謄本の送達を受けた日、又は

(b) 利害関係人又は特許権者がそのような送達を受けていない場合は、カナダ官報及びカナダ特許公報に申請が公告された日のうち何れか後の日

第 II 部 特許協力条約

第 50 条 定義

この部において、「優先日」は、特許協力条約第 2 条(xi)におけるのと同じの意味を有する。

第 51 条 条約の適用

第 58 条(8)に従うことを条件として、特許協力条約及び PCT に基づく規則を次の出願に関して適用する。

- (a) 長官にされた国際出願
- (b) 特許協力条約に従ってカナダを指定した国際出願、及び
- (c) 特許協力条約に従ってカナダを指定し、かつ、選択した国際出願

第 52 条 国際段階

国際出願が長官にされ、かつ、その出願人又は 2 以上の出願人の存在するときは少なくともその 1 が、カナダの国民又は居住者である場合は、長官は特許協力条約第 2 条(xv)に定義された受理官庁として行動しなければならない。

第 53 条

国際出願は、長官に対してされるためには、英語又はフランス語の何れかにより記載しなければならない。

第 53.1 条

長官は、特許協力条約及び PCT に基づく規則に従って国際調査機関及び国際予備審査機関として行動しなければならない。

第 54 条

- (1) 国際出願に関する長官宛ての通信は、特許庁に対しその通常の就業時間内に配達することができ、その配達の日長官により受領されたものとみなす。
- (2) (1)の適用上、国際出願に関する長官宛ての通信は、特許庁に対しその通常の就業時間外に配達された場合は、当該通信は翌就業日に同庁に対し配達されたものとみなす。
- (3) 国際出願に関する長官宛ての通信は、長官宛ての通信を配達することができる施設として長官によりカナダ特許公報で指定された施設に対し当該施設の通常の就業時間内に配達することができ、かつ
 - (a) 配達の特許庁の就業日にされた場合は、当該通信は、当日に長官により受領されたものとみなし、また
 - (b) 配達の特許庁の非就業日にされた場合は、当該通信は、翌就業日に長官により受領されたものとみなす。
- (4) (3)の適用上、国際出願に関する長官宛ての通信が施設に対し当該施設の通常の就業時間外に配達された場合は、当該施設にその翌就業日の通常の就業時間内に配達されたものとみなす。
- (5) 国際出願に関する長官宛ての通信は、カナダ特許公報において長官により指定された電

子的又はその他の送信手段により何時でも送信することができる。

(6) (5)の適用上、特許庁の所在する場所の現地時間により、通信が就業日に配達された場合は、長官により当日に受領されたものとみなす。

(7) (5)の適用上、特許庁の所在する場所の現地時間により、通信が非就業日に配達された場合は、長官により翌就業日に受領されたものとみなす。

第 55 条

(1) PCT に基づく規則の規則 15 及び規則 57 により納付すべき手数料は、カナダ通貨により納付しなければならない。

(2) PCT に基づく規則の規則 15 及び規則 57 に基づいて受領した金銭は、カナダ知的所有権庁運営基金と称する口座に設けられた特許協力条約基金と称する口座に預託され、当該規則に定める目的のために当該口座から払い出されるものとする。

第 56 条 国内段階

カナダを指定した国際出願がされた場合は、長官は、特許協力条約第 2 条(xiii)に定義する指定官庁として行動しなければならない。

第 57 条

カナダを指定した国際出願がされ、かつ、その出願人が特許協力条約第 35 条にいう国際予備審査報告が作成されるべき国としてカナダを選択した場合は、長官は特許協力条約第 2 条(xiv)に定義する選択官庁として行動しなければならない。

第 58 条

(1) 国際出願においてカナダを指定し又はカナダを指定し、かつ、選択した出願人は、(3)に定める期間内に、次の手続を行わなければならない。

(a) 世界知的所有権機関の国際事務局が国際出願を公開していない場合は、当該国際出願の謄本を長官に提出し、

(b) 国際出願が英語又はフランス語でされていない場合は、当該国際出願の英語又はフランス語への翻訳文を長官に提出し、また

(c) 第 3 条(5)に規定する適切な基本国内手数料を納付すること

(2) 国際出願日の第 2 年応答日の後に(1)の要件を遵守する出願人は、(3)に規定する期間内に、当該国際出願が国際出願日にカナダ出願としてカナダにおいて出願されたとした場合に第 99 条又は第 154 条に従って納付すべきものとなる附則 II 項目 30 に掲げる何れかの手数料を納付しなければならない。

(3) 出願人は、次の期間の満了以前に、(1)及び該当する場合は(2)の要件を遵守しなければならない。

(a) 優先日の後 30 月の期間、又は

(b) 出願人が附則 II 項目 11 に掲げる追納に対する追加手数料を優先日の後 42 月の期間の満了前に納付の場合は、優先日の後 42 月の期間

(4) 出願人が(1)(b)に従って国際出願の英語又はフランス語の何れかへの翻訳文を提出した場合において、長官が当該翻訳文は正確でないと感じるに足る適切な理由を認めるときは、

長官は、出願人に次の何れかを提出すべき旨を要求しなければならない。

(a) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて当該翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書、又は

(b) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて新たな翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書と共に当該新たな翻訳文

(5) (1)の要件を遵守する出願人が国際出願において特定される当初の出願人でない場合において、長官は、既に特許庁に提出された書類によって証明されないときは、当該規定の要件を遵守する出願人が当該国際出願において当初に特定された出願人の法定代理人であることを証する証拠を要求しなければならない。

(5.1) (1)の要件を遵守する出願人が(5)により長官がした要求に当該要求がされた後3月以内に従わない場合は、当該出願人は(1)の要件を遵守しなかったものとみなされる。

(5.2) 長官は、当該要求がなされて後6月の期間の満了及び優先日の後42月の期間の満了の何れか後の方を超えて(5.1)により規定された期間を延長する第26条(1)に基づく権限を有さない。

(6) (2)の適用上、「国際出願日」とは、特許協力条約第11条により、国際出願に対して受理官庁により認められた出願日をいう。

(7) 第26条(1)は、(3)に規定する期間に関しては適用しない。

(8) 特許協力条約第48条(2)は、本条(3)に規定する期間に関して、又はPCT国内段階出願に適用の如何なる期限に関しても適用しない。

(9) 国際出願は、次の通りの場合は、PCT国内段階出願となることができない。

(a) 2002年4月1日前に、優先日後32月の期間が満了した場合

(b) 当該期間の満了前に、出願人が(1)及び該当する場合は(2)の要件を遵守していなかった場合、また

(c) 優先日後19月目の満了前に、カナダの選択がなされなかった場合

(10) 国際出願がひとたびPCT国内段階出願となったときは、それについては、先のPCT国内段階出願が取り下げられない限り、更にPCT国内段階出願となることはできない。

第59条 カナダ国内法上の出願

国際出願がPCT国内段階出願となるときは、その後当該国際出願はカナダにおいて出願されたものとみなし、当該出願に関してはその後法律及び本規則を適用する。

第59.1条

念のため、法律第8条の適用上、国際出願はそれがPCT国内段階出願となったときに限り、特許庁における記録証書であるとみなされる。

第59.2条

(1) 念のため、PCT国内段階出願となった国際出願に関して、法律及び本規則の適用上、

(a) 出願当初の国際出願に含まれた情報又は通知は、特許協力条約第11条に従って受理官庁により当該出願に付与された出願日に長官により受領されたものとみなす。かつ

(b) 出願がPCT国内段階出願となる前に特許協力条約の要件に従って提供された情報又は通知は、それらが提供された日に長官により受領されたものとみなす。

(2) 国際出願の一部を構成しない配列一覧に関しては(1) (b)を適用しない。

第 60 条

法律第 11 条の適用上、カナダを指定した国際出願は、PCT 国内段階出願となったときに限り、カナダに係属するものとみなす。

第 61 条

出願が願書を含むべきとする法律第 27 条(2)における要件は、PCT 国内段階出願には適用しない。

第 62 条 [廃止, SOR/2007-90, s. 12]

第 63 条

カナダを指定した国際出願又はカナダを指定し、かつ、選択した国際出願は、PCT 国内段階出願にならない限り、法律第 28.2 条(1) (c)に記載の出願又は法律第 28.2 条(1) (d)に記載の同時係属中の出願とはみなさないものとする。

第 64 条

(1) 法律第 28 条は、PCT 国内段階出願には適用しない。

(2) PCT 国内段階出願の出願日は、特許協力条約第 11 条に従って受理官庁により付与された出願日であるものとみなす。

第 65 条

PCT 国内段階出願に関して、出願人は、第 142 条の要件を 1998 年 7 月 1 日の直前に有効な PCT に基づく規則の規則 4.10 の要件により代替することができる。

第 66 条

特許協力条約第 21 条に従って世界知的所有権機関の国際事務局により行われる英語又はフランス語で記述された出願の国際公開の日以後に、出願人が第 58 条(1)及び該当する場合は第 58 条(2)の要件を遵守するときは、当該出願は、当該国際公開の日以後、法律第 10 条に基づいて公衆の閲覧に供されたものとみなす。

第 III 部 1996 年 10 月 1 日以後の出願日を有する出願

第 67 条 出願

- (1) この部は、1996 年 10 月 1 日以後の出願日を有する出願及び当該出願を基礎として発行された特許に適用する。
- (2) 念のため、(1)の適用上、再発行特許は、原出願を基礎として発行されたものとみなす。

第 68 条 書類の提出

- (1) (2)に従うことを条件として、特許及び出願に関して紙面様式で提出される書類は、次の通りとする。
 - (a) しわ及び折り曲げのない白色の上質紙からなる用紙で 21.6cm×27.9cm 又は 21cm×29.7cm(A4 版)のものであること
 - (b) 写真、静電的方法、写真オフセット法及びマイクロフィルムによって、直接に任意の部数の複製を可能にするように作成されたものであること、及び
 - (c) 行間書込、抹消又は訂正を行っていないものであること
- (2) 移転書類、所有権に関するその他の書類及び書類の認証謄本は 21.6cm×35.6cm 以下の用紙により提出することができる。
- (3) 特許及び出願に関連して電子的様式により提出される書類は、カナダ特許公報により長官によって指定された電子的フォーマットでなければならない。
- (4) ある書類がカナダ特許公報により指定されていない電子的フォーマットにより当初提出された場合は、それを指定様式による書類により差し替えし、かつ、当該差替の書類は当初提出の書類と同一である旨の陳述書を提出しなければならない。

第 69 条

- (1) 詳細な説明、クレーム及び第 79 条にいう要約を記載する頁の最小余白は、次の通りとする。

上端	2cm
左端	2.5cm
右端	2cm
下端	2cm
- (2) 法律第 37 条にいう図面を記載する頁の最小余白は、次の通りとする。

上端	2.5cm
左端	2.5cm
右端	1.5cm
下端	1cm
- (3) (4)及び(5)に従うことを条件とし、かつ、本規則により別段の定めがある場合を除き、(1)及び(2)にいう頁の余白は、完全な空白でなくてはならない。
- (4) 上端の余白の両隅には、出願人のファイル参照記号を付することができる。
- (5) 詳細な説明及びクレームの各頁の行には、左端の余白に番号を付することができる。

第70条

- (1) 配列一覧，表並びに化学式及び数式を除き，詳細な説明又はクレームの一部をなす書類のすべての記載事項は，少なくとも1.5行間隔で記載しなければならない。
- (2) すべての記載事項は，大文字の縦が0.21cm以上の文字で記載しなければならない。

第71条

- (1) 長官は，長官に提出された英語又はフランス語でない如何なる書類も，出願人が当該書類のそれら言語の1への翻訳文を長官に提出しない限り，認めることを拒絶しなければならない。
- (2) 出願人が(1)に従って書類の英語又はフランス語の何れかへの翻訳文を提出した場合において，長官が当該翻訳文は正確でないと信じるに足る適切な理由を認めるときは，長官は，出願人に次の何れかを提出すべき旨を要求しなければならない。
 - (a) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて当該翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書，又は
 - (b) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて新たな翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書と共に当該新たな翻訳文
- (3) 要約，詳細な説明，図面及びクレームの記載事項は，個別に，かつ，全体として，すべて英語又はすべてフランス語でなければならない。

第72条

願書，要約，詳細な説明，図面及びクレームは，それぞれ頁を改めて記載しなければならない。

第73条

- (1) 詳細な説明及びクレームの頁には，通し番号を付さなければならない。
- (2) 頁番号は，用紙の上端又は下端の中央に付し，余白に位置してはならない。

第74条

- (1) 願書，要約，詳細な説明及びクレームには，図を記載してはならない。
- (2) 要約，詳細な説明及びクレームには，化学式若しくは数式又はそれと類似のものを記載することができる。

第75条

- (1) (2)に従うことを条件として，書類の各頁は縦長にして用いる。
- (2) 提示し易くなる場合は，図，表及び化学式又は数式は，その上端が用紙の左端となるように横向きにして提示することができる。

第76条

出願中に記載される如何なる商標も，商標と特定することができるようにしなければならない。

第 77 条 願書

願書は、附則 I の様式 3 に掲げる様式及び記入上の指示の規定が該当する範囲内で、当該様式及び指示に従わなければならない。

第 78 条 代理人の選任

法律第 29 条の適用上、カナダにおける代理人の選任は、附則 I の様式 3 第 5 項目に従って願書に含めて行うか又は別の書類において行わなければならない。

第 78.1 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 9]

第 79 条 要約

- (1) 出願は要約を含み、この要約は技術情報を提供するものであり、求められ又は得られる保護の範囲を解釈するために考慮に入れることができない。
- (2) 要約は、出願に含まれている事項の簡潔な要旨及び該当する場合は出願に記載されているすべての化学式のうち発明を最も良く特徴付けるものを含まなければならない。
- (3) 要約は、その発明が関連する技術分野を明示しなければならない。
- (4) 要約は、技術的課題、その発明による当該技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な実施を明瞭に理解することができる方法で起草しなければならない。
- (5) 要約は、当該技術分野における調査のための選別手段として効率的に利用することができるように起草しなければならない。
- (6) 要約は、150 語を超えるものであってはならない。
- (7) 要約に記載され、かつ、出願の図面に示されている主要な各技術的特徴には、括弧付きの参照符号を付すことができる。

第 80 条 詳細な説明

- (1) 詳細な説明は、次の通りに作成しなければならない。
 - (a) 発明の名称を表示し、それは商標、新造語又は個人の名称を含んではならない。
 - (b) その発明の関連する技術分野を特定し、
 - (c) 出願人の知る限りにおいて、その発明の理解、調査及び審査に重要であるとみなすことができる背景技術を説明し、
 - (d) 技術的課題及びその解決手段を明白にはそれと記述されていなくても理解することができる用語で発明を説明し、
 - (e) 図面がある場合は、その中の図について簡単に説明し、
 - (f) 発明を実施するための形態のうち発明者が考える少なくとも 1 形態について、適切なきは実施例を用い、かつ、図面があるときはその図面を引用して記載し、また
 - (g) 第 111 条(1)により要求される場合は、配列一覧を含める。
- (2) 詳細な説明は、発明の内容上異なる記述方法又は順序によることが発明をより良く理解することができ又はより簡潔に提示することができるようになる場合を除き、(1)に規定する方法及び順序で提示しなければならない。

第81条

- (1) 詳細な説明には、引用により他の書類を組み入れてはならない。
- (2) 詳細な説明は、出願の一部を構成しない書類を、公衆が当該書類を入手可能でない限り、引用してはならない。
- (3) 詳細な説明において引用される如何なる書類も、完全に特定することができるものでなくてはならない。

第82条 図面

- (1) 図面は、良好な複製が可能となるように、黒色で、十分に濃い輪郭の明瞭な線により、かつ、着色せずに、作成しなければならない。
- (2) 断面は、参照符号及び引出線を明確に読み取ることが妨げないハッチングにより表示しなければならない。
- (3) すべての数字、文字及び引出線は、単純かつ明瞭でなくてはならない。
- (4) 異なる縮尺で表示することが図の明瞭性を保持するために不可欠である場合を除き、同じ図の各要素は同じ縮尺でなくてはならない。
- (5) 図面中の数字及び文字の高さは0.32cm以上でなければならない。
- (6) 同一図面の頁には、複数の図を記載することができる。
- (7) 2以上の頁に記載された複数の図により単一の完結した図を構成しようとする場合は、当該数頁にまたがる図は、部分図の一部でも隠れることなく全体図を再現することができるように配置しなければならない。
- (8) 異なる図には、通し番号を付さなければならない。
- (9) 詳細な説明に記載されていない参照符号は図面に記載してはならず、逆もまた同じとする。
- (10) 同じ特徴が、参照符号で表示されているときは、出願全体を通じて、同一参照符号で表示しなければならない。
- (11) 図面には、図面の理解に必要とされる範囲を超えて、記載事項を含んではならない。

第83条 写真

発明が、図面による例示の余地がないが、写真による例示が可能である場合は、如何なる場合であっても、出願人は、発明を例示する写真又は写真複製を出願の一部として提出することができる。

第84条 クレーム

クレームは、明瞭かつ簡潔であって、詳細な説明に引用される如何なる書類からも独立し、詳細な説明により完全に裏付けられていなければならない。

第85条

複数のクレームがある場合は、それらに「1」から始まるアラビア数字による通し番号を付さなければならない。

第 86 条

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、クレームは、必要な場合を除き、発明の特徴に関して、詳細な説明又は図面の引用により記載してはならず、特に「詳細な説明の…の部分に記載したように」との引用又は「図面の…図に例示するように」との引用により記載してはならない。

(2) 出願が図面を含む場合は、クレームに記載された特徴には、図面に表示され、かつ、当該特徴に関連する括弧付きの参照符号を付すことができる。

(3) 出願が配列一覧を含む場合は、クレームは、配列一覧において表示された配列を、「SEQ ID NO :」で始める配列番号により引用することができる。

(3.1) (3)の適用上、「配列番号」はPCT配列一覧基準におけるのと同じの意味を有する。

(4) 明細書が生物学的材料の寄託に言及する場合は、クレームは当該寄託に言及することができる。

第 87 条

(1) (2)に従うことを条件として、1又は2以上の他のクレームの特徴のすべてを含む如何なるクレーム(本条において「従属クレーム」という)も、他のクレームを番号により引用し、かつ、クレームされる追加の特徴を記述しなければならない。

(2) 従属クレームは、先行する1又は2以上のクレームのみを引用することができる。

(3) 如何なる従属クレームも、引用するクレームに含まれる限定事項のすべてを、又は従属クレームが2以上の他のクレームを引用する場合は当該従属クレームが関係するとみなされる特定のクレームに含まれる限定事項のすべてを含むものと解されるものとする。

第 88 条 優先権主張

(1) 法律第 28.4 条(2)の適用上、次の通りとする。

(a) 優先権主張は、願書又は別の書類において行うことができる。

(b) 優先権主張が先に正規にされた1出願を基礎にしてされる場合は、当該出願の出願日の後16月の期間の満了前に、その主張をしなければならず、かつ、出願人は長官に対して当該先に正規にした出願の出願日、出願国及び出願番号を通知しなければならない。また

(c) 優先権主張が先に正規にされた2以上の出願を基礎にしてされる場合は、

(i) それらの出願のうち最先の出願日の後16月の期間の満了前に、その主張をしなければならず、かつ、出願人は長官に対して当該優先権主張の基礎となる当該先に正規にした各出願の出願日及び出願国を通知しなければならず、かつ

(ii) 出願人は、当該優先権主張の基礎となる先に正規にされた各出願について、当該出願日の後12月の期間又は(i)にいう期間の何れか後に満了する期間の満了前に、その出願番号を長官に通知しなければならない。

(2) 先に正規にされた特定の出願を基礎とする優先権主張が当該出願の出願日の後16月の期間満了前に取り下げられた場合は、(1)に規定する期間は、当該優先権主張が当該出願に基づいてされなかったものとして計算される。

(3) (1)の適用上、先に正規にされた出願が複数国において有効な特許を付与する権限を有する国内当局又は政府間当局により付与される特許を求めるものである場合は、出願人は、長官に対し出願国の代わりに当該出願をした当局の名称を提出することができる。

(4) (1)の適用上、先に正規にされた出願が国際出願である場合は、出願人は、長官に対し出願国の代わりに当該出願をした受理官庁の名称を提出することができる。

(5) (1)に定められた期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 89 条

優先権主張の基礎となる先に正規にされた出願が法律第 28.1 条から第 28.4 条までに従って審査官により考慮される場合は、審査官は、先に正規にされた当該出願の認証謄本及び当該出願がされた特許庁による実際の出願日を表示する証明書を提出すべき旨を出願人に要求することができる。

第 90 条

(1) 法律第 28.4 条(3)の適用上、出願人は、長官に請求書を提出することにより、先に正規にされた出願のすべて又は 1 若しくは 2 以上の出願に関して、優先権主張を取り下げることができ、また、長官は、優先権主張が取り下げられた旨を通告する通知書を当該出願人に送付しなければならない。

(2) (1)に従う優先権主張の取下の効力発生の日は、取下の請求書が長官により受領された日とする。

第 91 条 公衆の閲覧に係る取下の効果

法律第 10 条(4)の適用上、先に正規にされた特定の出願に関する優先権主張が第 90 条に従って取り下げられる場合は、所定の日は、先に正規にされた当該出願の出願日の後 16 月の期間が満了する日とし、又はその後の日であって法律第 10 条(2)にいう秘密保持期間の満了日前において長官が当該出願を公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができる場合は、当該その後の日とする。

第 92 条

法律第 10 条(5)の適用上、所定の日は、法律第 10 条(2)にいう秘密保持期間の満了日の 2 月前の日とし、又はその後の日であって秘密保持期間の満了日前において長官が出願を公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができる場合は、当該その後の日とする。

第 93 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 11]

第 94 条 出願の完了

(1) (2)又は(3)に基づいて規定の該当する期間の満了時に出願が(2)又は(3)に掲げる該当する要件を遵守しなかった場合は、長官は、出願人への通知により、当該通知の日後 3 月の期間及び当該出願の出願日の後 12 月の期間の何れか後の満了前に、これら要件を遵守し、かつ、附則 II 項目 2 に掲げる手数料を納付すべき旨を出願人に要求しなければならない。

(2) PCT 国内段階出願以外の出願に関しては、(1)の適用上、次の通りとする。

(a) 当該期間は、当該出願の出願日の後 15 月、又は当該出願に関して優先権主張がされた場合は、当該優先権の基礎である先に正規にされた出願の最先の出願日の後 15 月の期間であり、及び

(b) 当該要件は、次の通りとする。

- (i) 第 68 条から第 70 条までを遵守すべき要約，詳細な説明，クレーム，及び図面，並びに
- (ii) 下記の情報及び書類を含むべき出願書類
 - (A) 第 77 条を遵守する願書
 - (B) [廃止，SOR/2009-319，s. 12]
 - (C) 要約
 - (D) 配列一覧が第 111 条(1)により要求される場合は，同条を遵守する配列一覧
 - (E) 1 又は 2 以上のクレーム
 - (F) 詳細な説明において言及の何らかの図面
 - (G) 第 20 条により要求される場合は，特許代理人の選任
 - (H) 第 21 条により要求される場合は，複代理人の選任，及び
 - (I) 法律第 29 条により要求される場合は，代理人の選任
- (3) PCT 国内段階出願に関しては，(1)の適用上，次の通りとする。
 - (a) 当該期間は，出願人が第 58 条(1)及び該当する場合は第 58 条(2)を遵守した後 3 月であり，及び
 - (b) 当該要件は，出願が次に列挙した情報又は書類を含むべきことである。
 - (i) 及び(ii) [廃止，SOR/2009-319，s. 13]
 - (iii) 配列一覧が第 111 条(1)により要求される場合は，同条を遵守する配列一覧
 - (iv) 第 20 条により要求される場合は，特許代理人の選任
 - (v) 第 21 条により要求される場合は，複特許代理人の選任，及び
 - (vi) 法律第 29 条により要求される場合は，代理人の選任
- (4) (2)及び(3)に掲げる期間に関しては，第 26 条(1)を適用しない。

第 95 条 審査請求

法律第 35 条(1)の適用上，出願審査請求は次の情報を含まなければならない。

- (a) 請求を行う者の名称及び住所
- (b) 請求を行う者が出願人でない場合は，出願人の名称，及び
- (c) 出願を特定するのに十分な出願番号等の情報

第 96 条

(1) (2)に従うことを条件として，法律第 73 条(1) (d)の適用上，当該出願の出願日の後 5 年の期間の満了前に出願審査請求を行い，かつ，附則 II 項目 3 に掲げる手数料を納付しなければならない。

(2) 分割出願については，次の期間のうちの何れか後に満了する期間の満了前に当該出願の審査請求を行い，かつ，附則 II 項目 3 に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (a) 原出願の出願日の後 5 年の期間，及び
- (b) 法律第 36 条(2)又は(2.1)に従って実際に分割出願がされた日の後 6 月の期間
- (3) (1)及び(2)に規定する期間に関しては，第 26 条(1)を適用しない。

第 97 条 放棄及び回復

法律第 73 条(2)の適用上，第 23 条，第 25 条又は第 94 条にいう長官の如何なる要求に対しても出願人が同条に規定する期間内に誠実に応答しない場合は，当該出願は放棄されたもの

とみなす。

第 98 条

(1) 法律第 73 条に基づいて放棄されたものとみなされた出願を回復するためには、出願人は、法律第 73 条(1)又は規則第 97 条にいう手続の各不履行に関して、当該出願が当該手続の不履行の結果放棄されたものとみなされた日の後 12 月の期間の満了前に、長官に回復請求を行い、放棄を回避するために行われるべきであった手続を行い、かつ、附則 II 項目 7 に掲げる手数料を納付しなければならない。

(2) (1)の適用上、出願が第 3 条(3)、(4)又は(7)にいう手数料の不納付のため放棄されたとみなされた場合は、出願人が当該放棄を回避するため行うべきであった手続を行うために、出願人は、(1)に規定する期間の満了前に、次の何れかの手続を行わなければならない。

(a) 該当する標準手数料を納付すること、又は

(b) 第 3.01 条に従って当該出願に関して小規模事業体宣言書を提出すること

第 99 条 維持手数料

(1) 法律第 27.1 条(1)及び法律第 73 条(1)(c)の適用上、出願を有効に維持するためには、附則 II 項目 30 に掲げる該当する手数料は、当該項目に掲げる維持期間について、当該項目において定められた納付期間の満了前に納付しなければならない。

(2) 分割出願がされた場合は、当該分割出願が原出願の出願日に出願されていたとすれば法律第 27.1 条(1)に従って納付を要することとなる附則 II 項目 30 に掲げる如何なる手数料も、当該分割出願が法律第 36 条(2)又は(2.1)に従って実際に出願された時に納付しなければならない。

第 100 条

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、法律第 46 条の適用上、特許により付与される権利を維持するための附則 II 項目 31 に掲げる該当する手数料を、当該項目に掲げる維持期間について、当該項目において定められた、猶予期間を含む納付期間の満了前に納付しなければならない。

(2) (1)において、「特許」には、再発行特許は含めない。

(3) 特許を求める出願の維持手数料が納付された期間については、当該特許により付与される権利を維持するために如何なる手数料も納付する必要がない。

第 101 条

(1) (2)に従うことを条件として、法律第 46 条の適用上、再発行特許により付与される権利を維持するための附則 II 項目 31 に掲げる該当する手数料は、原特許における維持期間と同一期間について、同一納付期間の満了前に納付しなければならない。

(2) 原特許により付与される権利の維持又は原特許を求める出願の維持のために手数料が納付された維持期間については、再発行特許により付与される権利を維持するために如何なる手数料も納付する必要がない。

第 102 条

第 99 条、第 100 条及び第 101 条に掲げる期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 103 条 生物学的材料の寄託

法律第 38.1 条(1)の適用上、カナダにされた出願の又は当該出願を基礎として発行された特許の明細書が生物学的材料の寄託に言及する場合において、第 104 条から第 106 条までを遵守するときは、当該寄託は本規則に従ってされたものとみなす。

第 104 条

(1) 生物学的材料の寄託は、出願人が出願日以前に国際寄託当局に対して行わなければならない。

(2) 出願人は、法律第 10 条に基づいて当該出願が公衆の閲覧に供される前に、国際寄託当局の名称及び国際寄託当局より当該寄託に付された受託番号を長官に通知しなければならない。

(3) (2)により要求される情報は、詳細な説明に含まれていなければならない。

(4) 法律第 10 条に基づいて当該出願が公衆の閲覧に供される前に、出願人は、当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、長官が寄託された生物学的材料の試料を第 109 条に従って長官により指定された独立専門家に分譲することのみを認めるよう希望する旨を陳述する申立書を長官に提出することができる。

(5) 本条に掲げる期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 104.1 条

生物学的材料の国際寄託当局への寄託が明細書において言及され、審査官により法律第 27 条(3)及び法律第 38.1 条(1)に従って考慮される場合は、審査官は出願人に国際寄託当局への原寄託の日を詳細な説明に含めるべき旨を要求しなければならない。

第 105 条

ブダペスト条約に基づく規則の第 5 規則に従って、原寄託をした国際寄託当局が業務の遂行を停止したことを理由として生物学的材料の試料が代行国際寄託当局に移送される場合は、出願人又は特許権者は、当該代行国際寄託当局による受託証の発行日の後 3 月の期間の満了前に、当該代行国際寄託当局の名称及び当該代行国際寄託当局により当該寄託に付された新受託番号を長官に通知しなければならない。

第 106 条

(1) 再寄託がブダペスト条約第 4 条(1)(b)(i)又は(ii)に従って他の国際寄託当局にされた場合は、出願人又は特許権者は、当該当局による受託証の発行日の後 3 月の期間の満了前に、当該当局の名称及び当該当局により当該寄託に付された新受託番号を長官に通知しなければならない。

(2) ブダペスト条約第 4 条に従い、寄託者が国際寄託当局から試料を分譲することができない旨の通知を受け、かつ、同条に従って再寄託がされない場合は、出願又は特許は、当該出

願又は当該特許に関する如何なる手続のためにも寄託がされなかったものとして取り扱われる。

第 107 条

(1) 長官は、寄託物の試料分譲の請求を行うための様式をカナダ特許公報に公告しなければならない。その様式の内容は、ブダペスト条約に基づく規則の第 11.3 規則(a)にいう様式の内容と同一でなければならない。

(2) 第 108 条及び第 110 条に従うことを条件として、法律第 10 条に従って公衆の閲覧に供されるカナダ特許の又はカナダにされた出願の明細書が出願人による生物学的材料の寄託に言及している場合において、ある者が(1)に規定する様式により長官に請求書を提出したときは、長官はその者に関してブダペスト条約に基づく規則の第 11.3 規則(a)にいう証明を行うものとする。

(3) 第 110 条(2)が適用される場合を除き、長官が(2)に従って証明を行う場合は、長官は、当該請求を行った者に対して、証明書と共に当該請求書の謄本を送付しなければならない。

第 108 条

当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、長官が当該請求をした者の出願人に対する次の事項の保証を取り付けない限り、長官は独立専門家を含む当該請求人に関して第 107 条(2)にいう証明を行ってはならない。

(a) 当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、国際寄託当局により分譲された生物学的材料の如何なる試料又は当該試料に由来する如何なる培養物も、他の何人にも入手可能にさせないこと、及び

(b) 当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、国際寄託当局により分譲された生物学的材料の試料又は当該試料に由来する如何なる培養物も、専ら当該出願の主題に関連する試験の目的のためにのみ使用すること

第 109 条

(1) 出願に関して第 104 条(4)に従って長官に申立書が提出された場合は、独立専門家が指定されるべきことを求める者の請求に基づき、かつ、出願人の同意を得て、長官は、適切な期間内に、当該出願のための独立専門家を指定しなければならない。

(2) 当該請求がされてから適切な期間内に、長官及び出願人が独立専門家の指定について合意することができない場合は、第 104 条(4)にいう出願人の申立書は、提出されなかったものとみなす。

第 110 条

(1) 出願に関して第 104 条(4)に従って長官に申立書が提出された場合は、当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、第 107 条に従う請求は、第 109 条に従って長官により指定さ

れた独立専門家のみが行うことができる。

(2) 長官が、長官により指定された独立専門家に関して第 107 条(2)に従って証明を行う場合は、長官は、出願人及び当該独立専門家の指定を請求した者に対して、証明書と共に当該請求書の謄本を送付しなければならない。

第 111 条 配列一覧

(1) 先行技術の一部を構成するものとして特定された配列以外のヌクレオチド又はアミノ酸の配

列の開示を出願書類に記載する場合は、詳細な説明に当該配列に関して電子的様式による配列一覧を記載しなければならない。かつ、当該配列一覧及び当該電子的様式は共に PCT 配列一覧基準を遵守しなければならない。

(2) 配列一覧なしで当初にされた出願が配列一覧を含むよう補正される場合は、出願人は当該配列一覧が当初にされた出願における開示を逸脱しない旨の陳述書を提出しなければならない。

(3) PCT 配列一覧基準を遵守しない紙面様式又は電子的様式により当初提出された配列一覧が当該基準を遵守する電子的様式での配列一覧によって差し替えられる場合は、出願人は差替配列一覧が当初にされた出願における開示を逸脱しない旨の陳述書を提出しなければならない。

第 112 条-第 131 条 [廃止, SOR/2007-90, s. 24]

第 IV 部 1989 年 10 月 1 日に開始し 1996 年 9 月 30 日に終了する期間内の出願日を有する出願

第 132 条 出願

- (1) この部は、1989 年 10 月 1 日に開始し 1996 年 9 月 30 日に終了する期間内の出願日を有する出願及び当該出願を基礎として発行された特許に適用する。
- (2) 念のため、(1)の適用上、再発行特許は、原出願を基礎として発行されたものとみなす。

第 133 条 出願の様式及び内容

特許又は出願に関して提出されるすべての書類は、白色の上質紙に、明瞭にかつ読み易く記載しなければならない。移転書類、所有権に関するその他の書類及び書類の認証謄本である場合を除き、21.6cm×33cm(8.5 インチ×13 インチ)以下のものでなくてはならない。

第 134 条

出願の表題は、正確かつ簡潔なものとし、如何なる商標、新造語又は個人の名称も含んではならない。

第 135 条

- (1) 明細書は、摩滅していない 12 ピッチ以上のタイプによるものとし、行間書込、抹消又は訂正を行っておらず、かつ、少なくとも 1.5 行間隔で記載し、各頁には、約 3.3cm(1.25 インチ)の上端の余白、約 2.5cm(1 インチ)の左端及び下端の余白、並びに約 1.3cm(0.5 インチ)の右端の余白を残さなければならない。
- (2) 用紙の短辺を下端とし、用紙の幅内に十分に収めることのできない表、図表又はそれに類似のものは、用紙の右側の長辺を下端としなければならない。また、表、図表又はそれに類似するものが用紙の長さより長い場合は、2 以上の用紙に分割することができる。
- (3) 図示した化学式又はそれに類似するものを除き、明細書には如何なる図又は略図も記載してはならない。
- (4) 詳細な説明の頁には、その下端に通し番号を付さなければならない。
- (5) クレームには、通し番号を付さなければならない。

第 136 条

- (1) 長官は、長官に提出された英語又はフランス語でない如何なる書類も、出願人が当該書類のそれら言語の 1 への翻訳文を長官に提出しない限り、認めることを拒絶しなければならない。
- (2) 出願人が(1)に従って書類の英語又はフランス語の何れかへの翻訳文を提出した場合において、長官が当該翻訳文は正確でないと感じるに足る適切な理由を認めるときは、長官は、次の何れかを提出すべき旨を出願人に要求しなければならない。
 - (a) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて当該翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書、又は
 - (b) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて新たな翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書と共に当該新たな翻訳文

(3) 要約，詳細な説明，図面及びクレームの記載事項は，個別に，かつ，全体として，すべて英語又はすべてフランス語でなければならない。

第 137 条

- (1) 詳細な説明は，引用により他の書類を組み込んで서는ならない。
- (2) 詳細な説明は，出願の一部を構成しない書類を，当該書類が公衆に入手可能でない限り引用してはならない。
- (3) 詳細な説明において引用される如何なる書類も完全に特定することができるものでなければならない。

第 138 条

- (1) クレームは，詳細な説明に引用される如何なる書類からも独立していなければならない。
- (2) すべてのクレームは，詳細な説明により完全に裏付けられていなければならない。
- (3) クレームにおいて，先行する 1 又は 2 以上のクレームを引用することができる。

第 139 条

- (1) 出願書類は技術情報を提供する要約を含まなければならない，要約は求められ又は得られる保護の範囲を解釈するために考慮に入れてはならない。
- (2) 要約は，当該発明の利用可能性及び当該発明を他の発明と区別し得る方法を表示する詳細な説明の簡明な技術的陳述により構成されるものとする。

第 140 条

出願書類中に記載される如何なる商標も，商標と特定することができるものでなければならない。

第 141 条 図面

- (1) 図面は，次の要件を遵守しなければならない。
 - (a) 各用紙の側縁のすべてに，少なくとも 2.5cm(1 インチ)の余白を残すこと
 - (b) 各図面は，明瞭な黒色の線で作成すること
 - (c) 同じ用紙のすべての図は同一方向に向けて配置し，可能である場合は用紙の短辺を下端とすること。ただし，用紙の幅より幅広の図が必要であるときは，用紙の右側の長辺がその下端となるように配置し，また，用紙の長さよりも長い図が必要である場合は複数の用紙に分割することができる。
 - (d) すべての図は，容易に読み取れるように十分大きな縮尺とし，図を区別するために十分な空白により離間させること。ただし，その目的に必要なとされる以上に大きな縮尺又は離間用空白であってはならない。
 - (e) 切断線，飾り線又は陰影線は，可能な限り少なくし，接近させて描かないこと
 - (f) 参照符号は，明確かつ識別可能なものであって，文字の高さが 0.3cm(0.125 インチ)以上のものであること
 - (g) 同一参照符号は，異なる図においても同じ部分を表示するために使用し，異なる部分を示すために使用しないこと

(h) 参照符号は、暗表面に記載せず、そのようにする場合は暗表面の当該部分を白抜きにしてから参照符号を記載する。

(i) 用紙の枚数に拘らず、図には図全体を通じて通し番号を付すこと、及び

(j) 用紙には、図面並びに図面に関する参照符号及び凡例以外は、何も記載しないこと

(2) 図面は、折り重ね、破損、しわ又は他の欠陥を生じることなく長官に届けられなければならない。

第 142 条 優先権主張

(1) 第 65 条に従うことを条件として、出願(本項においては、「対象出願」という)に関して法律第 28.4 条(2)の適用上、次の通りとする。

(a) 優先権主張は、願書又は別の書類において行うことができ、

(b) 優先権主張は、対象出願の出願日の後 6 月の期間の満了前に行わなければならない、

(c) 出願人は、対象出願の出願日の後 6 月の期間の満了前に、優先権主張の基礎となる先に正規にされた各出願の出願日及び出願国並びに出願番号を長官に提示しなければならない。

(2) (1)にいう期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 143 条

法律第 28.1 条から第 28.4 条までに従って優先権主張の基礎となる先に正規にされた出願が審査官により考慮される場合は、審査官は、先に正規にされた出願の認証謄本及び当該出願がされた特許庁による実際の出願日を表示する証明書の提出を出願人に要求することができる。

第 144 条

(1) 法律第 28.4 条(3)の適用上、出願人は、長官に請求書を提出することにより、先に正規にされた出願のすべて又は 1 又は 2 以上の出願に関して、優先権主張を取り下げることができる、かつ、長官は、優先権主張が取り下げられた旨を通告する通知書を当該出願人に送付しなければならない。

(2) (1)に従う優先権主張の取下の効力発生の日は、取下の請求書が長官に受領された日とする。

第 145 条 公衆の閲覧に係わる取下の効果

法律第 10 条(4)の適用上、先に正規にされた特定の出願に関する優先権主張が第 144 条に従って取り下げられる場合は、所定の日は、先に正規にされた当該出願の出願日の後 16 月の日とし、又はその後の日であって法律第 10 条(2)にいう秘密保持期間の満了日前において長官が当該出願を公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができるときは、当該その後の日とする。

第 146 条

法律第 10 条(5)の適用上、所定の日は、法律第 10 条(2)にいう秘密保持期間の満了日の 2 月前の日とし、又はその後の日であって秘密保持期間の満了日前において長官が公衆の閲覧に供するための技術的準備を中止することができるときは、当該その後の日とする。

第 147 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 17]

第 148 条 放棄したものとみなされる出願

(1) PCT 国内段階出願以外の出願が、当該出願の出願日に、次の情報及び書類を含んでいない場合において、出願人が、出願日から 12 月の期間の満了後に附則 II 項目 2 に掲げる手数料を納付せず、かつ、次の情報及び書類を提出しないときは、法律第 73 条(2)の適用上、当該出願は放棄されたものとみなす。

- (a) 要約
 - (b) 第 20 条により要求される場合は、特許代理人の選任
 - (c) 第 21 条により要求される場合は、特許復代理人の選任、及び
 - (d) 法律第 29 条により要求される場合は、代理人の選任
- (2) (1)に掲げる期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 149 条 審査請求

法律第 35 条(1)の適用上、出願審査請求は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 請求を行う者の名称及び住所
- (b) 請求を行う者が出願人でない場合は、出願人の名称、及び
- (c) 出願を特定するのに十分な出願番号等の情報

第 150 条

(1) (2)に従うことを条件として、法律第 73 条(1) (d)の適用上、当該出願の出願日の後 7 年の期間の満了前に、出願審査請求を行い、かつ、附則 II 項目 3 に掲げる手数料を納付しなければならない。

(2) 分割出願については、次の期間のうちの何れか後に満了する期間の満了前に当該出願の審査請求を行い、かつ、附則 II 項目 3 に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (a) 原出願の出願日の後 7 年の期間、及び
 - (b) 法律第 36 条(2)又は(2.1)に従って実際に分割出願がされた日の後 6 月の期間
- (3) (1)及び(2)に規定する期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 151 条 放棄及び回復

法律第 73 条(2)の適用上、第 23 条又は第 25 条にいう長官の如何なる要求に対しても出願人が同条に規定する期間内に誠実に応答しない場合は、当該出願は放棄されたものとみなす。

第 152 条

(1) 法律第 73 条に基づいて放棄されたものとみなされた出願を回復するため、法律第 73 条(1)又は規則第 151 条にいう手続の各不履行に関して、出願人は、当該出願が当該手続の不履行の結果放棄されたものとみなされた日の後 12 月の期間の満了前に、長官に回復請求を行い、放棄を回避するために行うべきであった手続を行い、かつ、附則 II 項目 7 に掲げる手数料を納付しなければならない。

(2) (1)の適用上、出願が第 3 条(4)又は(7)にいう手数料の不納付のため放棄されたとみな

された場合は、出願人が当該放棄を回避するために行うべきであった手続を行うため、出願人は(1)に規定する期間の満了前に次の何れかをしなければならない。

(a) 該当する標準手数料を納付すること、又は

(b) 第 3.01 条に従って当該出願に関して小規模事業体宣言書を提出し、かつ、該当する小規模事業体手数料を納付すること

第 153 条

(1) 1996 年 10 月 1 日の直前に有効な法律第 73 条(1)に従い、その日前に、出願が失効し、かつ、回復していなかった場合は、当該出願は、法律第 73 条(1)(f)に従って失効と同日に放棄されたものとみなされ、法律第 73 条(3)に従って回復することができる。

(2) (3)に従うことを条件として、1996 年 10 月 1 日前に有効な法律又は特許規則に従い出願が放棄されたものとみなされ、かつ、回復していなかった場合は、当該出願は、当該先のみなし放棄と同日に、法律第 73 条(2)に従って放棄されていたとみなされるが、法律第 73 条(3)に従って回復することができる。

(3) 1996 年 4 月 1 日の直前に有効な法律第 27.1 条(2)に従い、その日前に、出願が放棄されたものとみなされた場合は、当該出願は法律第 73 条(3)に従って回復することはできない。

(4) 1996 年 10 月 1 日の直前に有効な特許協力条約規則第 16 条(4)は、同規則第 16 条(3)に従ってその日前に放棄されたものとみなされた国際出願に適用する。

第 154 条 維持手数料

(1) 法律第 27.1 条(1)及び法律第 73 条(1)(c)の適用上、出願を有効に維持するための附則 II 項目 30 に掲げる該当する手数料を、当該項目に掲げる維持期間について、当該項目において定められた納付期間の満了前に納付しなければならない。

(2) 分割出願がされた場合は、当該分割出願が原出願の出願日に出願されたとした場合に法律第 27.1 条(1)に従って納付を要する筈の附則 II 項目 30 に掲げる如何なる手数料も、当該分割出願が法律第 36 条(2)又は(2.1)に従って実際に出願される時に納付しなければならない。

第 155 条

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、法律第 46 条の適用上、特許により付与される権利を維持するための附則 II 項目 31 に掲げる該当する手数料を、当該項目に掲げる維持期間について、当該項目において定められた納付期間(猶予期間を含む)の満了前に、納付しなければならない。

(2) (1)において、「特許」には、再発行特許は含まれない。

(3) 特許を求める出願の維持手数料が納付された期間については、当該特許により付与される権利を維持するために如何なる手数料も納付する必要がないものとする。

第 156 条

(1) (2)に従うことを条件として、法律第 46 条の適用上、再発行特許により付与される権利を維持するための附則 II 項目 31 に掲げる該当する手数料は、原特許における維持期間と同一期間について、同一納付期間の満了前に納付しなければならない。

(2) 原特許により付与された権利の維持又は原特許を求める出願の維持のために手数料が納付された如何なる維持期間についても、再発行特許により付与される権利を維持するために如何なる手数料も納付する必要がないものとする。

第 157 条

第 154 条、第 155 条及び第 156 条に掲げる期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 158 条

(1) 1996 年 10 月 1 日の直前に有効な特許規則第 76.1 条又は第 80.1 条に基づいて、その日前に、特定の年応答日の直後に開始する 1 年の期間について、出願又は特許により付与された権利を有効に維持するための手数料が納付された場合は、第 154 条、第 155 条及び第 156 条の適用上、当該手数料は、後続の年応答日の直後に開始する 1 年の期間について納付されたものとみなす。

(2) (1)において、「年応答日」とは、当該出願の出願日の各年における応答日をいう。

第 159 条 生物学的材料の寄託

法律第 38.1 条(1)の適用上、カナダにされた出願の又は当該出願を基礎として発行された特許の明細書が生物学的材料の寄託に言及する場合において、第 160 条から第 162 条までを遵守するときは、当該寄託は本規則に従ってされたものとみなす。

第 160 条

(1) (2)に従うことを条件として、生物学的材料の寄託は、出願人が当該出願の出願日以前に国際寄託当局に対して行わなければならない。

(2) 国際寄託当局への寄託は、次を条件として、出願人が当該出願の出願日の後も行うことができる。

(a) 法律第 10 条に基づいて出願が公衆の閲覧に供された後には寄託物の試料が公衆の入手可能とされる方法で、寄託が出願人により当該出願の出願日以前に国際寄託当局以外の寄託機関に対して行われたこと

(b) 出願人が、法律第 10 条に基づいて当該出願が公衆の閲覧に供される前又は 1998 年 1 月 1 日以前のうち何れか後の日までに、長官に、(a)にいう寄託機関の名称及び寄託を行った日を通知すること、及び

(c) 国際寄託当局への寄託が、1997 年 10 月 1 日以前に行われたこと

(3) 出願人は、法律第 10 条に基づいて当該出願が公衆の閲覧に供される前又は 1998 年 1 月 1 日以前のうち何れか後の日までに、国際寄託当局の名称、国際寄託当局への原寄託の日及び国際寄託当局により当該寄託に付された受託番号を長官に通知しなければならない。

(4) 法律第 10 条に基づいて当該出願が公衆の閲覧に供される前又は 1998 年 1 月 1 日以前のうち何れか後の日までに、出願人は、当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、長官が寄託された生物学的材料の試料を第 165 条に従って長官により指定された独立専門家に分譲することのみを認めるよう希望する旨を陳述する申立書を長官に提出することができる。

(5) 本条に掲げる期間に関しては、第 26 条(1)を適用しない。

第 161 条

ブダペスト条約に基づく規則の第 5 規則に従って、原寄託をした国際寄託当局が業務の遂行を停止したことを理由として生物学的材料の試料が代行国際寄託当局に移送される場合は、出願人又は特許権者は、1998 年 1 月 1 日及び当該代行国際寄託当局による受託証の発行日の後 3 月の期間の満了日のうち何れか後の日以前に、当該代行国際寄託当局の名称及び当該代行国際寄託当局により当該寄託に付された新受託番号を長官に通知しなければならない。

第 162 条

(1) 再寄託がブダペスト条約第 4 条(1)(b)(i)又は(ii)に従って他の国際寄託当局にされた場合は、出願人又は特許権者は、1998 年 1 月 1 日及び当該当局の受託証の発行日の後 3 月の期間の満了日のうち何れか後の日以前に、当該当局の名称及び当該当局により当該寄託に付された新受託番号を長官に通知しなければならない。

(2) ブダペスト条約第 4 条に従い、寄託者が国際寄託当局による試料の分譲が不可能である旨の通知を受け、かつ、同条に従って新寄託がされない場合は、出願又は特許は、当該出願又は当該特許に関する如何なる手続のためにも寄託がされなかったものとして取り扱われる。

第 163 条

(1) 長官は、寄託物の試料の分譲請求を行うための様式をカナダ特許公報に公告しなければならない。その様式の内容は、ブダペスト条約に基づく規則の第 11.3 規則(a)にいう様式の内容と同一でなくてはならない。

(2) 第 164 条及び第 166 条に従うことを条件として、法律第 10 条に従って公衆の閲覧に供されるカナダ特許の又はカナダにされた出願の明細書が出願人による生物学的材料の寄託に言及している場合において、ある者が(1)にいう様式により長官に請求書を提出したときは、長官は、その者に関してブダペスト条約に基づく規則の第 11.3 規則(a)にいう証明を行うものとする。

(3) 第 166 条(2)が適用される場合を除き、長官が(2)に従って証明を行う場合は、長官は当該請求を行った者に対して、証明書と共に当該請求書の謄本を送付しなければならない。

第 164 条

当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、長官は、独立専門家を含む当該請求人に関して第 163 条(2)にいう証明を行ってはならない。ただし、長官が当該請求をした者の出願人に対する次の事項の保証を取り付けた場合は、この限りでない。

(a) 当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられる前には、国際寄託当局により分譲された如何なる生物学的材料の試料又は当該試料に由来する如何なる培養物も、他の何人にも入手可能にさせないこと、及び

(b) 当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、国際寄託当局により分譲された生物学的材料の試料又は当該試料に由来する如何なる培養物も、専ら当該出願の主題に関連する試験の目的のためにのみ使用すること

第 165 条

(1) 出願に関して第 160 条(4)に従って長官に申立書が提出された場合は、独立専門家に指定されることを求める者の請求に基づき、かつ、出願人の同意を得て、長官は、適切な期間内に、当該出願の適用上の独立専門家を指定しなければならない。

(2) 当該請求がされてから適切な期間内に、長官及び出願人が独立専門家の指定について合意することができない場合は、第 160 条(4)にいう出願人の申立書は、提出されなかったものとみなす。

第 166 条

(1) 出願に関して第 160 条(4)に従って長官に申立書が提出された場合は、当該出願を基礎として特許が発行され、又は当該出願が拒絶され、放棄されて回復の可能性がなくなり、若しくは取り下げられるまでは、第 163 条に従う請求は、長官により指定された独立専門家のみが行うことができる。

(2) 長官は、長官が指定した独立専門家に関して第 163 条(2)に従う証明を行う場合は、出願人及び独立専門家の指定を請求した者に対して、証明書と共に当該請求書の謄本を送付しなければならない。

第V部 1989年10月1日前の出願日を有する出願

第167条 出願

(1) この部は、1989年10月1日前の出願日を有する出願及び当該出願を基礎として発行された特許に適用する。

(2) 念のため、(1)の適用上、再発行特許は、原出願を基礎として発行されたものとみなす。

第168条 保存

1989年10月1日の直前に有効な法律第10条にいう閲覧の目的のため、出願又は特許に関して長官が受領する如何なる書類も、原本の状態で保存するか、又は保存された書類若しくは情報を情報処理能力のある方式で適切な時間内に複製することが可能な機械的若しくは電子的情報処理システムを含む何らかの情報保存装置により入力し若しくは記憶させなければならない。

第169条 出願の様式及び内容

特許又は出願に関して提出されるすべての書類は、白色の上質紙に、明瞭にかつ読み易く記載されなければならない。移転書類、所有権に関するその他の書類及び書類の認証謄本である場合を除き、21.6cm×33cm(8.5インチ×13インチ)以下のものでなくてはならない。

第170条

出願の表題は、正確かつ簡潔なものとし、如何なる商標、新造語又は個人の名称も含んではならない。

第171条

(1) 明細書は、摩滅していない12ピッチ以上のタイプによるものとし、行間書込、抹消又は訂正を行っておらず、かつ、少なくとも1.5行間隔で記載し、各頁には、約3.3cm(1.25インチ)の上端の余白、約2.5cm(1インチ)の左端及び下端の余白、並びに約1.3cm(0.5インチ)の右端の余白を残さなければならない。

(2) 用紙の短辺を下端とし、用紙の幅内に十分に収めることのできない表、図表又はそれに類似のものは、用紙の右側の長辺を下端としなければならない。また、表、図表又はそれに類似するものが用紙の長さより長い場合は、2以上の用紙に分割することができる。

(3) 図示した化学式又はそれに類似するものを除き、明細書には如何なる図面又は略図も記載してはならない。

(4) 詳細な説明の頁には、その下端に通し番号を付さなければならない。

(5) クレームには、通し番号を付さなければならない。

第172条

(1) 長官は、長官に提出された英語又はフランス語でない如何なる書類も、出願人が当該書類のそれら言語の1への翻訳文を長官に提出しない限り、認めることを拒絶しなければならない。

(2) 出願人が(1)に従って書類の英語又はフランス語の何れかへの翻訳文を提出した場合に

において、長官が当該翻訳文は正確でないと感じるに足る適切な理由を認めるときは、長官は、次の何れかを提出すべき旨を出願人に要求しなければならない。

- (a) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて当該翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書、又は
- (b) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて新たな翻訳文が完全かつ忠実である旨の当該翻訳者による陳述書と共に当該新たな翻訳文
- (3) 要約、詳細な説明、図面及びクレームの記載事項は、個別に、かつ、全体として、すべて英語又はすべてフランス語で記載しなければならない。

第 173 条

- (1) 詳細な説明は、引用により他の書類を組み込んで서는ならない。
- (2) 詳細な説明は、出願の一部を構成しない書類を、当該書類が公衆に入手可能でない限り引用してはならない。
- (3) 詳細な説明において引用される如何なる書類も完全に特定することができるものでなければならない。

第 174 条

- (1) クレームは、詳細な説明に引用される如何なる書類からも独立していなければならない。
- (2) すべてのクレームは、詳細な説明により完全に裏付けられていなければならない。
- (3) クレームにおいて、先行する 1 又は 2 以上のクレームを引用することができる。

第 175 条

- (1) 出願書類は技術情報を提供する要約を含まなければならない、要約は求められ又は得られる保護の範囲を解釈するために考慮に入れてはならない。
- (2) 要約は、当該発明の利用可能性及び当該発明が他の発明と区別し得る方法を表示する詳細な説明の簡明な技術的陳述より構成されるものとする。

第 176 条

出願書類中に記載される如何なる商標も、商標と特定することができるものでなければならない。

第 177 条 図面

- (1) 願書に添付されて提出される図面は、次の要件を遵守しなければならない。
 - (a) 各用紙の側縁のすべてに、少なくとも 2.5cm(1 インチ)の余白を残すこと
 - (b) 各図面は、明瞭な黒色の線で作成すること
 - (c) 同じ用紙のすべての図は同一方向に向けて配置し、可能である場合は用紙の短辺を下端とすること。ただし、用紙の幅より幅広の図が必要であるときは、用紙の右側の長辺がその下端となるように配置し、また、用紙の長さよりも長い図が必要である場合は複数の用紙に分割することができる。
 - (d) すべての図は、容易に読み取れるように十分大きな縮尺とし、図を区別するために十分な空白により離間させること。ただし、その目的に必要とされる以上に大きな縮尺又は離間

用空白であってはならない。

(e) 切断線、飾り線又は陰影線は、可能な限り少なくし、接近させて描かないこと

(f) 参照符号は、明確かつ識別可能なものであって、文字の高さが 0.3cm(0.125 インチ)以上のものであること

(g) 同一参照符号は、異なる図においても同一部を表示するために使用し、異なる部分を示すために使用しないこと

(h) 参照符号は、暗表面に記載せず、そのようにする場合は暗表面の当該部分を白抜きにしてから参照符号を記載する。

(i) 用紙の枚数に拘らず、図には図全体を通じて通し番号を付すこと、及び

(j) 用紙には、図面並びに図面に関する参照符号及び凡例以外は、何も記載しないこと

(2) 図面は、折り重ね、破損、しわ又は他の欠陥を生じることなく長官に届けられなければならない。

第 178 条 [廃止, SOR/2009-319, s. 19]

第 179 条 出願の優先権

カナダが締約国であり、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日調印のパリ条約並びにその修正条約及び改正条約第 4 条 D の適用上、1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律第 28 条の保護は、カナダにされた出願に関しては主張することができない。ただし、当該出願が係属中であり、出願人が同条に規定する保護を求め、かつ、出願人がそのクレームの基礎とするカナダ以外の国においてされた各出願についての出願日及び出願番号を長官に通知した場合は、この限りでない。

第 180 条

1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律第 27 条及び第 28 条に従い、優先権主張の基礎となる先に正規にされた出願が審査官により考慮される場合は、審査官は、先に正規にされた出願の認証謄本及び当該出願がされた特許庁による実際の出願日を表示する証明書を提出すべき旨を出願人に要求することができる。

第 181 条 事項を追加する補正

何人も出願当初の明細書又は図面から合理的に推論されない事項を記述し又は追加するために、明細書又は図面を補正してはならない。

第 182 条 維持手数料

(1) 法律第 45 条及び法律第 46 条の適用上、1989 年 10 月 1 日以後に発行された特許により付与される権利を維持するための附則 II 項目 32 に掲げる該当する手数料を、当該項目に掲げる維持期間について、当該項目において定められた納付期間の満了前に納付しなければならない。

(2) (1)において、「特許」には、再発行特許を含まない。

(3) (4)に従うことを条件として、法律第 45 条の適用上、再発行特許により付与される権利を維持するための附則 II 項目 32 に掲げる該当する手数料は、原特許における維持期間と同

一の期間について、猶予期間を含む同一の納付期間の満了前に納付しなければならない。

(4) 次の場合は、再発行特許により付与される権利を維持するために、如何なる手数料も納付する必要がないものとする。

(a) 原特許が 1989 年 10 月 1 日前に発行された場合、又は

(b) 原特許により付与される権利の維持のために手数料が納付された何れかの維持期間に係わる場合

(5) 1996 年 10 月 1 日の直前に有効な特許規則第 80.1 条に基づいて、その日以前に、特定の年応答日の直後に開始する 1 年の期間について、出願又は特許により付与された権利を維持するための手数料が納付された場合は、本条の適用上、当該手数料はその次の応答日の直後に開始する 1 年の期間について納付されたものとみなす。

(6) (5)の適用上、「年応答日」とは、特許が発行された日の各年応答日をいう。

第 183 条 生物学的材料の寄託

法律第 38.1 条(1)の適用上、カナダにされた出願の又は当該出願を基礎として発行された特許の明細書が生物学的材料の寄託に言及する場合において、第 184 条から第 186 条までを遵守するときは、当該寄託は本規則に従ってされたものとみなす。

第 184 条

(1) (2)に従うことを条件として、生物学的材料の寄託は、出願人が当該出願の出願日以前に国際寄託当局に対して行わなければならない。

(2) 国際寄託当局への寄託は、次を条件として、出願人が当該出願の出願日の後でも行うことができる。

(a) 特許の発行後には当該寄託物の試料が公衆の入手可能とされる方法で、寄託が出願人により当該出願の出願日以前に国際寄託当局以外の寄託機関に対して行われたこと

(b) 出願人が、1998 年 1 月 1 日以前に、(a)にいう寄託機関の名称及び寄託を行った日を長官に通知したこと、及び

(c) 国際寄託当局への寄託が、1997 年 10 月 1 日以前に行われたこと

(3) 出願人は、1998 年 1 月 1 日以前に、国際寄託当局の名称、国際寄託当局への原寄託の日及び国際寄託当局により付与された受託番号を長官に通知しなければならない。

第 185 条

ブダペスト条約に基づく規則の第 5 規則に従って、原寄託をした国際寄託当局が業務の遂行を停止したことを理由として生物学的材料の試料が代行国際寄託当局に移送される場合は、出願人又は特許権者は、1998 年 1 月 1 日及び当該代行国際寄託当局による受託証の発行日の後 3 月の期間の満了日のうち何れか後の日以前に、当該代行国際寄託当局の名称及び当該代行国際寄託当局により当該寄託に付された新受託番号を長官に通知しなければならない。

第 186 条

(1) 再寄託がブダペスト条約第 4 条(1)(b)(i)又は(ii)に従って他の国際寄託当局にされた場合は、出願人又は特許権者は、1998 年 1 月 1 日及び当該当局の受託証の発行日の後 3 月の期間の満了日のうち何れか後の日以前に、当該当局の名称及び当該当局により当該寄託に

付された新受託番号を長官に通知しなければならない。

(2) ブダペスト条約第 4 条に従って、寄託者が国際寄託当局による試料の分譲が不可能である旨の通知を受け、かつ、同条に従って新寄託がされない場合は、出願又は特許は、当該出願又は当該特許に関する如何なる手続のためにも寄託がされなかったものとして取り扱われる。

第 187 条

(1) 長官は、寄託物の試料の分譲請求を行うための様式をカナダ特許公報に公告しなければならない。その様式の内容は、ブダペスト条約に基づく規則の第 11.3 規則(a)にいう様式の内容と同一でなくてはならない。

(2) カナダ特許の明細書が出願人による生物学的材料の寄託に言及している場合において、ある者が(1)にいう様式により長官に請求書を提出したときは、長官は、その者に関してブダペスト条約に基づく規則の第 11.3 規則(a)にいう証明を行わなければならない。

(3) 長官が(2)に従って証明を行う場合は、長官は、当該請求を行った者に対して証明書と共に当該請求書の謄本を送付しなければならない。

第 VI 部 廃止及び施行

第 188 条 廃止

特許規則(C. R. C. , c. 1250)は, 廃止する。

第 189 条

特許協力条約規則(SOR/89-453)は, 廃止する。

第 190 条 施行

本規則は, 1996 年 10 月 1 日から施行する。

附則 I (第 43 条, 第 44 条, 第 77 条及び第 78 条)所定の様式(省略)

附則 II (第 3 条)手数料表

第 I 部 出願

欄 I		欄 II
項目	説明	手数料
1.	法律第 27 条(2)に基づく出願について	
	(a) 小規模事業体手数料	\$200.00
	(b) 標準手数料	400.00
2.	本規則第 94 条(1)に基づく要求に回答としての出願の完了又は第 148 条(1)に基づくみなし放棄の回避について	200.00
3.	法律第 35 条(1)に基づく出願審査請求について	
	(a) 出願が長官による国際調査の対象になっている場合	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(b) その他の場合	
	(i) 小規模事業体手数料	400.00
	(ii) 標準手数料	800.00
4.	本規則第 28 条(1)(a)に基づく出願の優先審査請求について	500.00
5.	本規則第 30 条(1)又は(5)に基づく通知書の送付後、本規則第 32 条(1)に基づく補正書の提出について	400.00
6.	本規則第 30 条(1)又は(5)に基づく最終手数料	
	(a) 1989 年 10 月 1 日以後にされた出願について	
	(i) 基本手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	150.00
	(B) 標準手数料	300.00
	(ii) 100 頁を超える明細書及び図面の各頁当たり加算	6.00
	(b) 1989 年 10 月 1 日前にされた出願について	
	(i) 基本手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	350.00
	(B) 標準手数料	700.00
	(ii) 100 頁を超える明細書及び図面の各頁当たり加算	4.00
7.	放棄された出願の回復請求について	200.00
8.	1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律第 73 条(2)に基づく失効した出願の回復申請について	200.00

第 II 部 国際出願

欄 I		欄 II
項目	説明	手数料
9.	PCT に基づく規則の規則 14 に基づく送付手数料	\$300.00
9.1	PCT に基づく規則の規則 16 に基づく調査手数料	1,600.00
9.2	PCT に基づく規則の規則 40 に基づく追加手数料	1,600.00
9.3	PCT に基づく規則の規則 58 に基づく予備審査手数料	800.00
9.4	PCT に基づく規則の規則 68 に基づく追加手数料	800.00
10.	本規則第 58 条(1)(c)に基づく基本国内手数料	
	(a) 小規模事業体手数料	200.00
	(b) 標準手数料	400.00
11.	本規則第 58 条(3)に基づく追納に対する追加手数料	200.00

第 III 部 特許

欄 I		欄 II
項目	説明	手数料
12.	法律第 47 条に基づく特許の再発行出願について	\$1,600.00
13.	法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 48 条に基づく特許の権利の部分放棄について	100.00
14.	法律第 48.1 条(1)に基づく特許の 1 又は 2 以上のクレームの再審査請求について	
	(a) 小規模事業体手数料	1,000.00
	(b) 標準手数料	2,000.00
15.	法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 62 条に基づく判決の登録請求について	50.00
16.	法律第 65 条(1)に基づく申請の長官への提出について	
	(a) 当該申請が関係する最初の特許について	2,500.00
	(b) 当該申請が関係する各追加の特許について	250.00
17.	法律第 68 条(2)に従ってカナダ特許公報での法律第 65 条(1)に基づく申請の公告請求について	200.00
18.	特許の発行時以外のライセンス又は販売のため利用可能である特許の特許番号を列挙した通知のカナダ特許公報での公告請求について、列挙された各特許番号当たり	20.00

第 IV 部 一般

欄 I		欄 II
項目	説明	手数料
19.	法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 8 条に基づく誤記の訂正請求について	\$200.00
20.	[廃止, SOR/2003-208, s.18]	
21.	法律又は 1989 年 10 月 1 日の直前に有効な法律の第 49 条若しくは第 50 条に基づいて又は本規則第 38 条, 第 39 条若しくは第 42 条に基づく書類の登録請求であって、当該書類が関係する各特許又は出願について	100.00
22.	本規則第 26 条又は第 27 条に基づく期間の延長申請について	200.00
22.1	本規則第 3.1 条(1)に基づく追納手数料	\$50 と未納手数料の 50%の何れか大きい方

第 V 部 情報及び謄本

欄 I		欄 II
項目	説明	手数料
23.	法律第 11 条に基づく係属出願に関する情報の請求について	\$100.00
24.	カナダにおいてされ、かつ、出願番号により特定された出願を基礎として、特許が発行されたか否かに関する情報の請求について	20.00
25.	書類の紙面様式による写しの請求について、各頁当たり	
	(a) 請求人が特許庁の機器を使用して写しを作成する場合	0.50
	(b) 特許庁が写しを作成する場合	1.00
25.1	書類の電子的様式による写しの請求について	
	(a) 各請求当たり	10.00
	(b) 更に、当該請求が関係する各特許又は出願当たりの加算	10.00
	(c) 更に、物的媒体での写しが請求される場合は、最初のものに追加して請求される各物的媒体当たりの加算	10.00
	(d) 更に、10 メガバイト追加ごとに、又はその一部で 7 メガバイトを超	10.00

	えるものについて加算	
26.	連邦裁判所規則 317 又は規則 350 以外の書類の紙面様式による認証謄本の請求について	
	(a) 各証明当たり	35.00
	(b) 更に、各頁当たりの加算	1.00
26.1	連邦裁判所規則 317 又は規則 350 以外の書類の電子的様式による認証謄本の請求について	
	(a) 各証明当たり	35.00
	(b) 更に、当該請求が関係する各特許又は出願当たりの加算	10.00
	(c) 更に、10 メガバイト追加ごとに、又はその一部で 7 メガバイトを超えるものについて加算	10.00
27.	特許出願又は特許の状態に関する情報の提供を特許庁に請求することについて、各出願又は特許当たり	15.00
28.	オーディオ用磁気テープの写しの請求について	50.00
29.	オーディオ用磁気テープの転写の請求について、転写の各頁当たり	50.00

第 VI 部 維持手数料

欄 I		欄 II
項目	説明	手数料
30.	本規則第 99 条又は第 154 条に基づいて、1989 年 10 月 1 日以後にされた出願を有効に維持するため	
	(a) 第 3 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 2 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業体手数料	\$50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
	(b) 第 4 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 3 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業体手数料	50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
	(c) 第 5 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 4 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業体手数料	50.00
	(ii) 標準手数料	100.00
	(d) 第 6 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 5 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(e) 第 7 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 6 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(f) 第 8 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 7 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(g) 第 9 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 8 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業体手数料	100.00

	(ii) 標準手数料	200.00
	(h) 第 10 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 9 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	100.00
	(ii) 標準手数料	200.00
	(i) 第 11 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 10 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	125.00
	(ii) 標準手数料	250.00
	(j) 第 12 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 11 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	125.00
	(ii) 標準手数料	250.00
	(k) 第 13 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 12 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	125.00
	(ii) 標準手数料	250.00
	(l) 第 14 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 13 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	125.00
	(ii) 標準手数料	250.00
	(m) 第 15 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 14 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	125.00
	(ii) 標準手数料	250.00
	(n) 第 16 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 15 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00
	(o) 第 17 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 16 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00
	(p) 第 18 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 17 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00
	(q) 第 19 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 18 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00
	(r) 第 20 年応答日に終了する 1 年の期間に関して出願日の第 19 年応答日以前の納付	
	(i) 小規模事業者手数料	225.00
	(ii) 標準手数料	450.00
31.	本規則第 100 条, 第 101 条, 第 155 条又は第 156 条に基づいて 1989 年 10 月 1 日以後にされた出願を基礎として発行された特許により付与された権	

利を維持するため	
(a) 当該出願の出願日の第3年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第2年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	50.00
(B) 標準手数料	100.00
(ii) 第2年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	250.00
(B) 標準手数料	300.00
(b) 当該出願の出願日の第4年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第3年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	50.00
(B) 標準手数料	100.00
(ii) 第3年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	250.00
(B) 標準手数料	300.00
(c) 当該出願の出願日の第5年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第4年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	50.00
(B) 標準手数料	100.00
(ii) 第4年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	250.00
(B) 標準手数料	300.00
(d) 当該出願の出願日の第6年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第5年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第5年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(e) 当該出願の出願日の第7年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第6年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第6年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(f) 当該出願の出願日の第8年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第7年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第7年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	

(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(g) 当該出願の出願日の第9年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第8年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第8年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(h) 当該出願の出願日の第10年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第9年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第9年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(i) 当該出願の出願日の第11年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第10年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第10年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(j) 当該出願の出願日の第12年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第11年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第11年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(k) 当該出願の出願日の第13年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第12年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第12年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(l) 当該出願の出願日の第14年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第13年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第13年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料	

を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(m) 当該出願の出願日の第 15 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
(i) 第 14 年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第 14 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(n) 当該出願の出願日の第 16 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
(i) 第 15 年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	225.00
(B) 標準手数料	450.00
(ii) 第 15 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	425.00
(B) 標準手数料	650.00
(o) 当該出願の出願日の第 17 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
(i) 第 16 年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	225.00
(B) 標準手数料	450.00
(ii) 第 16 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	425.00
(B) 標準手数料	650.00
(p) 当該出願の出願日の第 18 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
(i) 第 17 年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	225.00
(B) 標準手数料	450.00
(ii) 第 17 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	425.00
(B) 標準手数料	650.00
(q) 当該出願の出願日の第 19 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
(i) 第 18 年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	225.00
(B) 標準手数料	450.00
(ii) 第 18 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	425.00
(B) 標準手数料	650.00
(r) 当該出願の出願日の第 20 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
(i) 第 19 年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	225.00
(B) 標準手数料	450.00

	(ii) 第 19 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	425.00
	(B) 標準手数料	650.00
32.	本規則第 182 条(1)又は(3)に基づいて 1989 年 10 月 1 日前にされた出願を基礎としてその日以後に発行された特許により付与された権利を維持するため	
	(a) 特許の発行日の第 3 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
	(i) 第 2 年応答日以前に納付の場合の手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	50.00
	(B) 標準手数料	100.00
	(ii) 第 2 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	250.00
	(B) 標準手数料	300.00
	(b) 特許の発行日の第 4 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
	(i) 第 3 年応答日以前に納付の場合の手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	50.00
	(B) 標準手数料	100.00
	(ii) 第 3 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	250.00
	(B) 標準手数料	300.00
	(c) 特許の発行日の第 5 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
	(i) 第 4 年応答日以前に納付の場合の手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	50.00
	(B) 標準手数料	100.00
	(ii) 第 4 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	250.00
	(B) 標準手数料	300.00
	(d) 特許の発行日の第 6 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
	(i) 第 5 年応答日以前に納付の場合の手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	100.00
	(B) 標準手数料	200.00
	(ii) 第 5 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	300.00
	(B) 標準手数料	400.00
	(e) 特許の発行日の第 7 年応答日に終了する 1 年の期間に関して	
	(i) 第 6 年応答日以前に納付の場合の手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	100.00
	(B) 標準手数料	200.00
	(ii) 第 6 年応答日後 1 年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
	(A) 小規模事業体手数料	300.00
	(B) 標準手数料	400.00

(f) 特許の発行日の第8年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第7年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第7年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(g) 特許の発行日の第9年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第8年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第8年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(h) 特許の発行日の第10年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第9年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	100.00
(B) 標準手数料	200.00
(ii) 第9年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	300.00
(B) 標準手数料	400.00
(i) 特許の発行日の第11年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第10年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第10年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(j) 特許の発行日の第12年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第11年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第11年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(k) 特許の発行日の第13年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第12年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業体手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第12年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業体手数料	325.00

(B) 標準手数料	450.00
(l) 特許の発行日の第14年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第13年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第13年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(m) 特許の発行日の第15年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第14年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	125.00
(B) 標準手数料	250.00
(ii) 第14年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	325.00
(B) 標準手数料	450.00
(n) 特許の発行日の第16年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第15年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	225.00
(B) 標準手数料	450.00
(ii) 第15年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	425.00
(B) 標準手数料	650.00
(o) 特許の発行日の第17年応答日に終了する1年の期間に関して	
(i) 第16年応答日以前に納付の場合の手数料	
(A) 小規模事業者手数料	225.00
(B) 標準手数料	450.00
(ii) 第16年応答日後1年の猶予期間内の納付の場合は追納の追加手数料を含む手数料	
(A) 小規模事業者手数料	425.00
(B) 標準手数料	650.00

第VII部 特許代理人

欄 I		欄 II
項目	説明	手数料
33.	本規則第15条に基づく特許代理人登録簿への記入の申請について	\$350.00
34.	資格試験の全部又は一部を受験する志望の本規則第14条(2)に従う長官への届出について、各試験当たり	200.00
35.	本規則第16条(1)(a)に従って特許代理人登録簿に特許代理人の名称を維持するため	350.00
36.	本規則第17条に基づいて特許代理人登録簿への回復の長官への申請について	200.00

関連規定

—SOR/2003-208, s. 24:

24. 念のため、本規則第 22 条により制定された特許規則附則 II 項目 30 から項目 32 までは、2004 年 1 月 1 日の直前に有効なそれら項目に従い 2004 年 1 月 1 日前に納付された手数料に関しては、適用しない。

—SOR/2003-208, s. 25:

25. 念のため、2004 年 1 月 1 日前に特許出願が所定の手数料の不納付のため放棄したものとみなされた場合は、法律第 73 条(3)(b)の適用上、当該出願を回復するため納付しなければならない手数料の金額は、放棄の日有効な特許規則附則 II に掲げる金額である。

—SOR/2003-208, s. 26:

26. 1989 年 10 月 1 日以後にされた特許出願に関しては、通知が特許規則第 30 条(1)又は(5)に従い 2004 年 1 月 1 日前に送付された場合は、特許規則第 30 条(1)又は(5)の適用上、納付しなければならない最終手数料の金額は、2004 年 1 月 1 日直前に有効な特許規則附則 II 項目 6(a)に掲げる金額である。

—SOR/2007-90, s. 39:

39. 本規則の施行前に納付された手数料に関しては、手数料が出願人又は特許権者により当該出願人又は特許権者は小規模事業体でなかったことを基礎として納付された場合は、それが後に小規模事業体であると決定されたことのみを理由としては一切還付されないものとする。

—SOR/2007-90, s. 40:

40. PCT 国内段階出願以外で本規則の施行前にされた出願に関しては、出願人は、特許規則附則 I の様式 3 の要件を本規則の施行直前に有効な特許規則第 37 条の要件及び本規則の施行直前に有効な特許規則附則 I の様式 3 の要件により代替することができる。

—SOR/2007-90, s. 41:

41. 本規則の施行前にされた PCT 国内段階出願に関しては、出願人は、本規則の施行直前の有効な特許規則第 37 条の要件を遵守するか、又は PCT に基づく規則の規則 4.17 に従って、特許を出願し、かつ、特許の付与を受ける出願人の国際出願日現在の権原に関する宣言書を提出しなければならない。

—SOR/2007-90, s. 42:

42. 本規則の施行前にされた PCT 国内段階出願に関しては、出願人は、特許規則第 94 条の要件を本規則の施行直前に有効な特許規則第 62 条の要件により代替することができる。

—SOR/2007-90, s. 43:

43. 本規則の施行前にされた出願に関しては、出願人は、特許規則第 111 条の要件を本規則の施行直前に有効な特許規則第 111 条から第 131 条までの要件により代替することができる。

—SOR/2009-319, s. 28

28. 2010 年 10 月 1 日前の出願日を有する、PCT 国内段階以外の出願に関しては、出願人は、特許規則第 37 条及び特許規則附則 I の様式 3 の要件を 2010 年 10 月 1 日直前の状態での特許規則附則 I の様式 3 の要件により代替することができる。

—SOR/2009-319, s. 29

29. 2010 年 10 月 1 日前に、長官が 2010 年 10 月 1 日直前の状態での特許規則第 94 条(1)

に基づく通知により出願人に要求をし、かつ、当該条項に定められた応答期間が満了していない場合は、

(a) 通知は、それが出願人に対し、2010年10月1日直前の状態における特許規則第94条(2)(b)(ii)(B)又は第94条(3)(b)(i)若しくは(ii)の要件を満たすよう求める限り、適用されないものとみなす。また

(b) 通知が、出願人に対し、(a)にいう要件の1のみ又は2以上を満たすことを要求するときは、出願人は、2010年10月1日直前の状態における特許規則附則IIの項目2に定める手数料の納付を求められない。